

MOTHER
AND CHILD
WELLBEING
AROUND THE WORLD

VOL.91|2022-4

世界の児童と母性

[特集] 18歳成人の社会に向けて
—大人への入り口をどう支えるか

特集 18歳成人の社会に向けて —大人への入り口をどう支えるか

ひとこと / 編集委員長 小野善郎 …… 1

I. 総論 — 18歳成人の社会に向けて

- 18歳成人の社会とは
…新横浜法律事務所 弁護士、特定非営利活動法人 子どもセンターてんぼ 事務局長 高橋 温 …… 2
発達心理学からみた「大人ではないこと」の意味
……………北海道大学大学院教育学研究院 准教授 加藤 弘通 …… 7

II. 現場から見えてきたもの

- 社会的養護を必要とする若者の現状から児童福祉を考える
—「困難な状況にある層」に注目して
……………佛教大学社会福祉学部 准教授 長瀬 正子 ……11
少年法の改正に伴う、18～19歳への対応の問題点と課題
—「子ども」には「子ども」としての処遇を
……………日野・子どもと家族法律事務所 弁護士 木村 真実 ……16
“子ども”が“おとな”になるために必要な教育
……………浦和大学社会学部現代社会学科 准教授
模擬選挙推進ネットワーク 事務局長、子どもの権利条約ネットワーク 事務局長 林 大介 ……21
18歳成人で予想されるネットのトラブルとその指導方法
……………静岡大学教育学部 准教授 塩田 真吾 ……25
おとなへの移行を支える心理支援
…北海道大学大学院教育学研究院臨床心理学講座 准教授、臨床心理士・公認心理師 井出 智博 ……29
大人になるまでに体験したいこと
—精神科思春期外来の10代後半の事例を通して
……………市立旭川病院精神科 診療部長、精神科医 武井 明 ……33
社会的養護における支援
—子どもたちの「生きやすさ」のために
……………児童養護施設 若草園 施設長 福留 久美 ……37
自立援助ホームにおける18歳成人について
……………社会福祉法人 子供の家 自立援助ホームあすなる荘 ホーム長 恒松 大輔 ……42

III. 国内外の動向

- 韓国の青少年・青年支援に見る成人期への移行を支える仕組み
……………佛教大学大学院社会福祉学研究科 博士後期課程 松岡江里奈 ……46

編集後記 / 担当編集委員 国分美希 ……51



ひとこと

子どもでいられる時間

2018年に成年年齢を20歳から18歳に引き下げる民法改正が成立し、いよいよ2022年4月1日から18歳成年が始まりました。2002年4月2日に生まれた人はこの日をもって成年ということになり、これまでよりも2年早く成年として親の親権から離れて、自分の責任で契約を結ぶことができるようになりました。「未成年」ということでさまざまな権利が制限されている子どもにとって、成年年齢の2年の前倒しは子どもの権利の尊重につながる面がある一方で、あくまでも民法の範囲に限定されたものにすぎず、飲酒や喫煙などの年齢制限はこれまでどおり20歳のままでの、完全に「大人」として認められたわけでもありません。その意味ではこれまで以上に子どもと大人の境界がわかりにくくなったようにも感じます。

そもそも成年年齢の引き下げが議論される以前から、児童福祉法が満18歳をもって法の対象となる「児童」でなくなり自立を求められることには無理がありましたが、最近になって20歳を超えても支援が受けられるようになりつつあるだけに、子どもに関わる者の視点からは社会が逆行しているとさえ感じます。民法上の成年が直ちに自立を意味するものではないとしても、世間一般では成年すなわち大人の仲間入りと受け止められがちなので、社会的養護児童など適切な保護や支援が必要な子どもたちにとっては、これまで以上に自立へのプレッシャーが高まるかもしれません。もちろん、若者たちが満18歳をもって「自由」という権利を行使するのは自由ですが、つながりやサポートのない「自由」ほど危ういものはないことは言うまでもありません。

18歳成年を子どもの側から見れば、これまでよりも早く大人になるというよりも、子ども時代が短縮されたともいえます。大人や社会によって守られて成長する時間が短くなり、まるでハウス栽培の野菜のように成長を急がされているようにも見え、ともすれば未熟なまま社会の荒波に押し出されてしまうことが懸念されます。それは大人への移行が複雑かつ長期化している現代社会では20歳であっても十分とはいえませんが、「18歳で成人」という新たなスタンダードが子どもが育つための時間を奪ってしまうことにならないように注意しなければなりません。

子どもが子どもとして守られる時間、すなわち子どもでいられる時間も、子どものとても重要な権利といえます。自由に社会活動ができる権利とともに、18歳成年という新しい社会制度を、私たちはどう受け止めて子どものために活かしていくのが問われているのではないのでしょうか。本号では、新たな制度の始まりにあたり、さまざまな立場や視点から私たち大人の役割をあらためて考える機会になればと思います。



編集委員長 小野善郎

I 総論—18歳成人の社会に向けて

18歳成人の社会とは



新横浜法律事務所 弁護士、特定非営利活動法人 子どもセンターてんぼ 事務局長

たかはし あつし
高橋 温

1. はじめに～成年と成人

憲法や法律に「成人」という言葉は出てきません。「成人」や「大人」は社会的な概念で、法律は「〇歳以上」「〇歳未満」と具体的な年齢で書くか、「成年」という言葉を使っています。「成年後見」という制度の呼び名は社会的にも浸透しています。

大人と子どもは等しく対等な「人」であって、子どもと大人は同じ権利を持っているという観点からは、一人前の人になるという意味を帯びる「成人」よりも、一定の年齢になるという意味の「成年」の方がなじみやすいと思います。

以下、本稿では、「成人式」の表記以外の場面では、「成年」を用います。

2. 「成年」とは何なのか

日本国憲法第15条第3項は「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。」と規定しています。しかし、憲法には成年が何歳かという規定はありません。

改正前の民法第4条には「年齢20歳をもって、成年とする。」と書かれていました。この規定が、今回の法改正で、2022(令和4)年4月1日から「年齢18歳をもって、成年とする。」と変わります。

ところで、民法第4条の「成年」と憲法第15条第3項の「成年」が全く同じだったかと言えばそうでもないのです。民法には婚姻擬制(民法第753条)

という考え方があって未成年者でも婚姻をすれば成年に達したものとみなされますが、公職選挙法では婚姻していても20歳未満の人に選挙権はありませんでした。公職選挙法に婚姻擬制がないことが憲法に違反していないかという問題にもなっていません。つまり、もともと憲法と民法では「成年」の考え方が違うと言えます。

なお、民法第5条には「未成年者」という言葉が出てきます。「未成年」「未成年者」は、民法から来ている言葉のようです。

日本で成年が20歳と定められたのは1876(明治9)年です。当時の諸外国の成年年齢は21歳から25歳程度だったと言われていたので、20歳というのは比較的早く成年を認めていたようです。その後、日本の成年年齢はずっと20歳のままでしたが、諸外国ではだんだんと下がり20世紀後半には18歳が主流となっていきました。

1989(平成元年)年に国連で成立した児童の権利に関する条約は、第1条で18歳未満を「児童」としたうえで、「その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。」としています。

日本でも、児童福祉法は昭和23年の制定時から、児童は18歳未満としていました。「児童」と「成年」の間の18歳19歳は、児童ではないが未成年者との位置づけでした。児童福祉法は制定後比較的早い1949年から、20歳未満までの措置延長ができるこ

とになっていましたが、十分に活用されてきませんでした。「児童」と「成年」の狭間に置かれた18歳19歳の未成年者に対する自立支援施策は長年にわたって不足していましたが、1997(平成9)年には20歳未満の義務教育終了児童を対象とする児童自立生活援助事業が法定化されました。2004(平成16)年には里親委託も20歳未満まで延長できるようになり、2016(平成28)年には児童自立生活援助事業の対象を20歳未満から満22歳に達する日の属する年度の末日までに延ばされました。このように、児童福祉の制度に関しては、18歳から22歳に年齢を引き上げる方向で進んできました。

3. 成年年齢引き下げの経緯

憲法改正の実現を目指す政治的な流れから、2007(平成19)年に日本国憲法の改正手続に関する法律(以下、「国民投票法」という。)が成立しました。同法は18歳以上の者に日本国憲法第96条の国民投票の投票権を認めました。他方で、公職選挙法の選挙権は第二次世界大戦前は25歳以上の男子でしたが、戦後は20歳以上の男女とされ、以来、ずっと20歳以上でした。そのため、国民投票法と公職選挙法に乖離が生じることとなりました。そして、公職選挙法制定時に選挙権を20歳以上とした際に考慮されたのが民法の成年年齢であったことなどから、2008(平成20)年2月、法務省が設置する法制審議会に、民法の成年年齢引き下げが諮問されました。

それ以前にも、子どもの自己決定権尊重の考えから成年年齢を18歳に引き下げようという意見があったようですが、今回の引き下げは、このように、子どもの権利や社会経済活動の必要性などの理由とは異なるきっかけからはじまったものと言えます。

私は、当時、日本弁護士連合会子どもの権利委員会に所属していて、日弁連から法制審議会に出た委員のバックアップの活動を行っていましたが、当事

者である子どもの意向を踏まえない政治的な流れに大きな違和感を持っていました。

4. 民法の成年年齢引き下げへ

2009(平成21)年10月に法制審の答申が出されました。法制審議会民法成年年齢部会の最終報告書の結論は、「民法の成年年齢を18歳に引き下げるのが適当である。」「とはいえ、「若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現されることが必要である。」「民法の成年年齢の引き下げの法整備は、これらの施策の効果が十分に発揮され、それが国民の意識として現れた段階において、速やかに行うのが相当である。」「具体的時期については」「国会の判断にゆだねるのが相当である。」とされました。その後、ただちに改正に向けた動きはありませんでした。しかし、2017(平成29)年ころから、民法の成年年齢引き下げの議論が再度顕在化し、2018(平成30)年3月の国会に提出され、同年6月に成立しました。

なお、一連の議論の発端になった選挙権年齢については、2015(平成27)年に公職選挙法が改正され、選挙権年齢は18歳に引き下げられました。その際には、民法の成年年齢は引き下げられませんでした。諸外国でも、選挙権年齢は18歳、成年年齢は20歳や21歳として選挙権年齢と成年年齢を一致させていない国は珍しくないようです。他方で、国民の代表者を選ぶ選挙権を認めながら、より身近なはずの自分自身の契約についての権限を認めないという考え方に違和感を抱く立場から、選挙権年齢と成年年齢は一致させるべきという意見にも一理あります。

5. 何がどう変わるか

(1) 成年年齢

- ① 2022年4月1日の時点で18歳以上20歳未満の者(2002年4月2日～2004年4月1日生まれ)は、2022年4月1日に成年になります。

- ② 2022年4月1日までに婚姻による成年擬制の対象だった者は18歳未満であってもそのまま成年として扱われます。
- ③ 2004年4月2日以降に生まれた者は18歳の誕生日に成年となります。

(2) 婚姻可能年齢

- ① 2022年4月1日以降は18歳以上であれば婚姻に父母の同意が不要になります。
- ② 2006年4月2日以降に生まれた者は18歳の誕生日に婚姻できるようになります。
- ③ 2022年4月1日の時点で16歳以上18歳未満の女子(2004年4月2日～2006年4月1日生まれ)は、2022年4月1日以降も婚姻できます(未成年のうち父母の同意が必要です)。

6. 18歳に変わるもの、変わらないもの

(1) 成年年齢

民法改正により、18歳になると行為能力が認められ、親権が外れます。親の同意なく契約などが単独でできるようになります。

成年になっても未成熟子(学生等)であれば、親には扶養の義務(民法877条)が残ります。

(2) 他の法律

一覧表にまとめてみました(P5に掲載)。民法の成年年齢が引き下げられることにより、自己決定権に由来するもの(帰化の要件や性別の取扱いの変更の審判)、社会経済活動に関するもの(医師免許や各種の国家資格)などは年齢要件が18歳に引き下げられます。

他方で、飲酒、喫煙、ギャンブルなどについては、18歳19歳の被害を懸念するため、従来どおり20歳未満は対象外となりました。成年として自己決定権を認めながら、本人の自由を制限するという不思議な結論になっています。

児童福祉に関する制度は自立支援の観点から従前どおり20歳(一部22歳)まで利用できることとなりました。

また、成年年齢と直接の関係はありませんが、ほぼ同じ時期に、大型免許と中型免許の取得年齢が21歳から19歳に引き下げられます。

7. 予想される社会の変化

(1) 本人にとって良い面

いままで保護者や親権者の記入が必要だったものがいらなくなります。何でも自分だけで決められ、手続等が本人だけでできるようになります。たとえば携帯電話の契約や機種変更、中古の本やCDなどをサイクルショップに売却する際などに親の同意がなくても手続きができるようになります。

進学先も就職先も自分で決めることができるようになります。

クレジットカードやローンが契約できます。クレジットカードがないと使えないサービス(ディズニーランドのチケットや格安スマホなど)が使えるようになります。

親に反対されて結婚できなかった18歳19歳が自分の意思で婚姻届を出せるようになります。

これらの結果、判断能力がある者や、適切な支援者が付いている18歳以上の者にとっては、生きやすくなると思われます。

(2) 心配なこと懸念されること

18歳で財産管理権を本人が行使することから、それまで親や施設が預かっていた財産の引き渡しを18歳になった本人が求めたら拒めません。児童福祉施設で貯めた児童手当を高校生で入所中の本人が引き渡しを求めたらどうするか、大学等に進学した場合には数百万円単位の奨学金の管理を本人がしなければならないのか、などの懸念があります。

オンラインゲーム、アダルトサイト、出会い系な

〈18歳成年によって影響を受ける法律（18歳に変わったもの、20歳のままのもの）〉

18歳に変わったもの		20歳のままのもの	
「20歳」↓「18歳」等に改正	10年用一般旅券の取得（旅券法）	「未成年者」↓「20歳」等に改正	飲酒年齢（未成年者飲酒禁止法：題名を改正）
	認知による国籍の決定や帰化の要件（国籍法）		喫煙年齢（未成年者喫煙禁止法：題名を改正）
	性別の取扱いの変更の審判（性同一性障害の性別の取扱いの特例等に関する法律）		勝馬投票券の購入年齢（競馬法）
	社会福祉主事資格（社会福祉法）		勝者投票券の購入年齢（自転車競技法）
	登録水先人養成施設等の講師（水先法）		勝車投票券の購入年齢（小型自動車競走法）
	登録海技免許講習実施機関の講師（船舶職員及び小型船舶操縦者法）		勝舟投票券の購入年齢（モーターボート競走法）
	登録電子通信移行講習実施機関の講師（船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律）		アルコール健康障害の定義（アルコール健康障害対策基本法）
	人権擁護委員・民生委員資格（公職選挙法等の一部を改正する法律：選挙権を有する者）		養子をとることができる者の年齢（民法）
「未成年者」等のまま	分籍（戸籍法）	「20歳」等のまま	児童自立生活援助事業の対象となる者の年齢（児童福祉法）
	医師免許（医師法）		国民年金の被保険者資格（国民年金法）
	歯科医師免許（歯科医師法）		特別児童扶養手当の支給対象となる者の年齢（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）
	獣医師免許（獣医師法）		猟銃の所持の許可（銃砲刀剣類所持等取締法）
	薬剤師免許（薬剤師法）		船長及び機関長の年齢（船舶職員及び小型船舶操縦者法）
	公認会計士資格（公認会計士法）		指定暴力団等への加入強要が禁止される者の年齢（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）
	司法書士資格（司法書士法）		
	土地家屋調査士資格（土地家屋調査士法）		
	行政書士資格（行政書士法）		
	社会保険労務士（社会保険労務士法）		
など			
19歳になるもの			
大型（21歳）、中型（20歳）免許等（道路交通法）			

どのネット上の課金や振り込みや、キャッチセールスなどによるローン契約被害などの消費者被害に遭うことが強く懸念されます。クレジットカードやローン契約ができるようになったり、婚姻届が出せるようになるため、気が付かないうちに犯罪に巻き込まれたり、数百万円単位の大きな被害に遭う可能性があります。この点は、成年年齢引き下げにあたって最も心配されている点です。民法改正の際に附帯決議で求められた、未成年者取消権に代わる必要な法整備は不十分なままです。

親や社会が「一人前」「自己責任」などの言葉を持ち出して、経済的な援助や精神的な支えをしにくれなくなるおそれがあります。上記のように法的には未成熟子に対する親の扶養義務は成年後も残っていますが、自身も余裕のない生活を余儀なくされている親や責任を放棄したい親などからは、事実上、経済的な自立を求められる可能性があります。また、建物賃貸借契約などにおいて、これまでは、多くの親が保証人か緊急連絡先として署名・捺印していましたが、もし「一人前だから」と言われて書いても

らえなくなるとしたら、かえって部屋は借りにくくなるかもしれません。本人が家に帰ってこないなど何らかのトラブルに巻き込まれたことが心配な場合に、未成年の場合なら親が出す捜索願が簡単に受け付けてもらえますが、成年の場合には犯罪被害のおそれ等を具体的にあげないと警察が動いてくれない可能性があります。

成年ということで、親権停止や親権喪失の対象でなく未成年後見制度の対象にもならないため、虐待の加害者である親や経済的搾取を日論む親と自分で対峙しなければならない場面が出てくるかもしれません。

(3) 変わらないこと

親権者の同意が不要になっても、就職時の身元保証人や建物賃貸借契約時の保証人または緊急連絡先、入院時の連帯保証人など、それぞれの制度利用で求められるものはそのまま残ると考えられます。

住民票の移動は15歳以上なら単独で可能なので改正前後で変わりはありません。

生活保護の他法優先の原則との関係では、もともと児童福祉法が原則として対象にしている「児童」は18歳未満だったので、成年年齢の改正前後に変わりはなく18歳以上なら受け付けてもらえます。扶養照会は未成年でも成年でも同じなので、扶養照会をかけられて困る場合は、いままでどおり説明しておく必要があります。

(4) 成人式

成人式は戦後にひろまった制度です。1948(昭和23)年に国民の祝日に関する法律が、1月15日(現在は1月の第二月曜日)を成人の日と定めたこともあり、次第に全国各地で地方公共団体が主催して学齢期20歳を迎える人を対象にした式が行われるようになっていったようです。

同法第2条は「おとなになったことを自覚し、み

ずから生き抜こうとする青年を祝いはげます」と書かれているので、祝いの対象は「成年」である必要はありません。国は、「成人式の時期や在り方等に関する報告書」(2020(令和2)年3月)を出しましたが、意見聴取の結果はこれまでと同様に20歳を対象として実施するという意見が多数であったと要約したうえで、両論を併記しています。結論は書かれていません。

各自治体は、いままでどおり20歳を対象とするか18歳を対象とするかを判断することになるようです。

キーワード：消費者被害

消費者の弱い立場につけ込んで、騙したり、不利な契約を結ばせたりすることによる被害の総称。架空請求、オンラインゲーム、アダルトサイト、出会い系サイト、キャッチセールス、モニター商法、マルチ商法、訪問販売、振り込め詐欺(特殊詐欺)などさまざまな被害があります。あきらめたり放置したりせず、気が付いたらすぐに消費者センターや無料の弁護士相談などで専門家に相談してみることが重要です。

I 総論—18歳成人の社会に向けて

発達心理学からみた 「大人ではないこと」の意味



北海道大学大学院教育学研究院 准教授 **加藤弘通**
かとうひろみち

2022年4月から成人年齢が18歳に引き下げられます。これを大人になる年齢の引下げと理解するならば、発達心理学の立場からは、少し違和感を覚えます。というのも、発達心理学では「青年期の延長」、つまり、大人になる年齢が、遅くなってきているということが、繰り返し指摘されてきたからです。

1. 延長される青年期

例えば、日本では1970年代からすでに「今や、青年から成人への移行点は30歳前後にあると考えた方がよい(笠原, 1977)」という指摘があり、現在でもこの考え方はコンセンサスを得ています。また日本以外でも、最近、思春期の終わりを24歳まで延ばそうという研究(Sawyer et al, 2018)が話題になりました。その理由は、大人としての法的な権利は18歳からはじまるものの、大人としての役割や責任を担うようになるのは、もっと後になってからだからというものです。具体的には初婚年齢や経済的に自立できる年齢が、以前よりも後退していることがその理由です。それに加え、最近の脳科学の成果で、20歳半ばまで脳の成熟が続くことが明らかになったこと、「親知らず」が25歳以後に生えることなども思春期を延長すべき理由としてあげられています。最後の歯のことが、発達と関係するのか？と思われる方もいるかと思いますが、小学校入学後に生えてくる永久歯を「6歳臼歯」と呼ぶように、

歯の生え方で発達を区切るというようなことは、これまでも行われてきました。

いずれにしても大事なことは、近年、思春期・青年期(以下、青年期)が延長し、大人になることが遅くなっているというのが発達心理学の常識だということです。したがって、今回の成人年齢を引き下げには、直接、それを支持する心理学的な根拠はないといえます。

2. 児童期・青年期から成人期への発達

(1) 青年期は人間に特有なもの!?

心理学では一般的に、大人になることというのを児童期・青年期から成人期への移行と捉えます。そして、人間の発達にとって特徴的なのは、子どもから大人への移行期間である青年期が、他の動物に比べて非常に長く、特に先進国では、近年、その期間がさらに延びているということです。例えば、人間以外の動物の発達をみると青年期は存在しないか、存在したとしても不明瞭かつ短期間です(長谷川, 2019)。多くの動物では、子どもでもある児童期は存在する一方で、第二次性徴を迎え、生殖機能を獲得すると、すみやかに繁殖が開始されます。つまり、人間以外の動物の多くにおいては、青年期を跳ばし、児童期からすぐに成人期へと移行するという事です。

ところが、人間の場合、生殖器が発達し、子ども

を作れる機能を有した後も、実際に子どもをもつまでかなり長い間、待たされることとなります。これを専門的には性的失業期と呼びますが、このように「できるのに、させない」ということは、性行為のみならず、様々なことに関してもいえます。例えば、中学生くらいの年齢になれば、ある程度、労働もできるようになります。しかし多くの場合、青年期の間、高校や大学といった教育機関に通うことで仕事にも就かず、社会に出ることを猶予されます。エリクソン(Erickson, 2017)という心理学者は、この猶予された期間をモラトリアムと呼び、様々な可能性や役割の模索を可能にする青年期の重要な特徴として位置づけています。

(2) 思考の変化

それでは青年期には、どのような発達が始まるのでしょうか。児童期と比較すると、青年期には、論理的思考が深まり、思考にモードチェンジが起きます。例えば、以下のような現実にはありえない課題を解けるようになります。

前提1：イヌよりもアリが大きく

前提2：ゾウよりもイヌが大きいとき

結論：ゾウよりもアリは大きい

この場合、実際にゾウよりも大きなアリはいませんが、論理的に考えて、結論は正解となります。さらにイヌとアリとゾウをそれぞれAとBとCという記号に置き換えても正解にたどり着けるようになります($A < B$, $C < A$, $\therefore C < B$)。ピアジェ(Piaget & Inhelder, 1969)という心理学者は、この青年期の発達を具体的操作期から形式的操作期への移行と呼び、11～12歳にこの変化が起きるということを指摘しています。

ここには青年期の特徴を知る上で重要な変化が2つあります。1つは、「考えることを考えられる」

ようになっているということです。つまり、実際にゾウよりも大きなアリがいるかどうかではなく、「正しく考えられているのか？」ということが問題になります。これを専門的には反省的思考の発生と呼びます。もう1つは、権威よりも論理が優先されるということです。例えば、年齢の低い子であれば、「親や先生、偉い人が言っていたから」ということを根拠に自らの主張を押し通そうとすることがしばしばあります。しかし、青年期に入ると、いくら偉い人が言っていたからといっても、論理的におかしければ、それを否定し直そうとすることが可能になります。もうお分かりかと思いますが、こういう力が外側に向けば、批判的に物事を捉えるようになり、場合によっては、反抗期といわれるものを形成することになります。反抗期というと良くないことのように聞こえますが、こういう批判的な力がつくことで、子どもは、それまで与えられた環境に適應していく主体から、その環境に働きかけ、変えていく変革の主体になっていきます。

(3) アイデンティティの探求

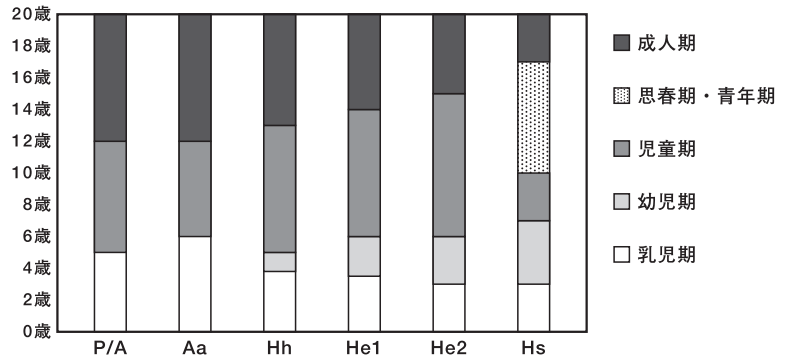
一方、反省的思考の発生は、考えている自分を考えられるようになるという意味で、自分自身を対象化することができるようになることを意味しています。したがって、青年期は、自分自身について、あれこれ考えることが増える時期でもあるといえます。

よく中高生を対象とした授業で「思春期や青年期ってどういう時期？」という質問をすると、「悩むことに悩む」というような回答が返ってくる場合があります。具体的には「親にイライラしている自分にイライラする」や「こんなことに悩んでいる自分が嫌になってさらに悩む」といった形で表現されます。したがって、悩んでいるのに、それを見せまいとひとりで抱え込み、誰にも相談しなくなることの背景には、こうした青年期の発達が隠れているとい

えます。さらに、この悩むことに悩む……という営みは、際限なく後退していくことが可能で、時に悪循環に陥ります。この思考のパターンは、専門的には、ネガティブ反すうと呼ばれ、うつ病を維持・深刻化させるメカニズムの1つと考えられています。したがって、青年期というのは、思考が発達することで、うつ病にもなれる存在へと変化する時期ともいえます。

その一方で、この反省的思考は、自己への問いを深め、青年期の主要なテーマの1つであるアイデンティティの探求を可能にします(Erickson, 2017)。アイデンティティとは、斉一性と連続性および自分自身の感覚と他者からの評価の調和によって定義されます。斉一性とは「私は他の誰とも違う唯一の自分」という感覚であり、連続性は「今までの私も私であり、これからの私もずっと私である」という感覚です。そして、さらに重要なのは、この感覚を自分だけではなく、周囲の人からもそのように捉えられており、そこに大きなズレがない、ある程度調和がとれているということです。それにより所属する複数の集団や社会のなかで「まあ私は私で良いのだ」という感覚を培っていくことが青年期のテーマとなります。

しかし、多くの場合、そこへの道のりは平坦ではなく、途中で「私なんて……」「私は今の私で良いのか？」と斉一性や連続性が揺らぎます。加えて、「あの人が思っているような自分じゃない」といったように他者から与えられる自分への評価に対しても違和感を覚えたりします。時にそれが高じて、「自分で自分のことが分からない」や「何をしたら良いのか分からない」といったようにアイデンティティ拡散という危機に陥る場合もあります。



〈図1〉ヒト科の20歳までの発達区分 (Bogin, 2020)

P/A: チンパンジー/アウストラロピテクス・アフリカヌス
 Aa: アウストラロピテクス・アファレンシス
 Hh: ホモ・ハビリス, He1: 前期ホモ・エレクトゥス
 He2: 後期ホモ・エレクトゥス, Hs: ホモ・サピエンス

3. なぜ青年期が必要なのか？

このように青年期とは、思考が変化することで、自己や周囲への問い直しが生じ、より深い思考が可能になる時期といえます。その一方で、先に見たようにうつ病といった精神疾患や非行や不登校・ひきこもりといった問題が頻出する人生において面倒な時期でもあります。先に人間以外の他の動物には、青年期が見られない、あるいは見られたとしても短いと述べましたが、人類の進化的な視点から見ても、長期間にわたる青年期の存在は、ホモ・サピエンスに特有に見られる現象であることが指摘されています。例えば、青年期は、ホモ・サピエンスになってはじめて出現した発達段階であると考えられ、それ以前にはなかったとするような知見も出されています。例えば、図1は、ヒト科の誕生から20歳までの発達段階の区分を示したものですが (Bogin, 2020)、思春期・青年期 (Adolescent) は、ホモ・サピエンスになってはじめて出現した発達段階であると考えられています。

それではなぜ人間だけに、青年期という面倒な時期があるのでしょうか。また青年期は人間に何をもたらしたのでしょうか。結論からいえば、青年期は、人間社会を発展させ、文明をもたらすことに貢献し

たと考えられます。どういうことかという、人間の特徴は、単に先行世代から文化を引き継ぎ、守るだけではなく、そこに変化を加えたり、時に拒否し、新しいものを創造する点にあります。また人類史をみると、人間はアフリカを出発し、海を渡るなど危険を冒して、新たな土地へと移り住み、農耕や牧畜、そして工業化を成し遂げてきました。そして、新しいことを行うためには、時に生命に関わるようなリスクを取る必要があります（例えば、飛行機の発明など）。青年期の若者が新しいモノに敏感で、かつリスクを厭わないというのは、世界中に共通してみられる現象です。例えば、スマートフォンやネットといった新しく出現した道具や環境に、若者がいち早く適応し、大人から見ると少々危なっかしい使用が目立つということからも理解できると思います。また青年期には、危険な行動を取ろうとする者が出現しやすく、実際、自動車事故や水難事故、薬物中毒などで死亡率が上がることも知られています。太古の昔、海に舟を漕ぎ出し、新たな土地を目指したのも、こうした特徴をもった青年期の若者だったのかもしれませんが。別の見方をすると、人間に青年期があったからこそ、人間だけが世界中に散らばることができ、かつまたそれぞれの土地で他の動物にはない文明を発展させることができたと推測されます。

4. 大人になることが早まる意味

最後にここまでのことをまとめ、改めて、大人になることが早まることの意味を考えたいと思います。青年期とは大人になる前の子どもからの移行期であり、長い青年期は人間に特有に見られる時期であることを述べました。加えて、様々な問題が起きやすい時期である一方で、新しいものやことへチャレンジし、社会を作り替えていく源泉となる時期でもあることを指摘しました。そして、若者がこうした力を発揮するためには、ある程度の期間、重い責

任や義務から免除されることが必要だと思われる。というのも、そのような猶予期間こそが、若い人たちに新しいことを考えたり、チャレンジする機会を作ると考えられるからです。

このたび成人年齢の引き下げにより、若い人たちの「自己決定権を尊重」し、「積極的な社会参加を促す」ことが期待されています（法務省民事局参事官室，2019）。これ自体は、若い人たちの新しい活動や考えを活かしていくということで意義のあることであると思われます。しかし、その一方で発達心理学者としては、自己責任といった形で重い責任や義務が課せられないか、それにより新しいことにチャレンジする青年期の良さが抑制されないかが少し心配というのが正直なところではあります。

文献

- Bogin, B. (2020). *Patterns of Human Growth Third Edition*. Cambridge University Press.
- Erickson, E.H. (2017) アイデンティティ: 青年と危機 (中島由恵, 訳) 新曜社.
- 長谷川寿一 (2019) 人間行動進化学から見た今どきの若者 児童青年精神医学とその近接領域, 60, 301-305.
- 法務省民事局参事官室 (2019) 民法改正 成人年齢の引下げ: 若者がいきいきと活躍する社会へ <https://www.moj.go.jp/content/001300586.pdf> (2022/01/05)
- 笠原嘉 (1977) 青年期: 精神病理学から 中公新書
- Piaget, J. & Inhelder, B (1969). 新しい児童心理学 (波多野完治他訳) 白水社
- Sawyer, S.M., Azzopardi, P. S., Wickremarathne, D., & Patton, G. (2018). The age of adolescence. *The Lancet Child & Adolescent Health*, 2, 223-228

キーワード：思春期・青年期

adolescent は、日本語では思春期と青年期の両方に訳される。厳密な定義はないが、思春期はどちらかという身体的な面が目される場合に使用され、青年期はアイデンティティなど心理社会的な面が目される場合に使用される。また第二次性徴が生じる 10 代前半に限る場合は puberty が使われ、この場合は思春期と訳される。なお発達段階を論じる際には、思春期は用いられず、青年期の一部として扱われるのが一般的である。

II 現場から見てきたもの

社会的養護を必要とする若者の現状から 児童福祉を考える —「困難な状況にある層」に注目して



ながせまさこ
長瀬正子

佛敎大学社会福祉学部 准敎授

はじめに…年齢にかかわる社会的養護施策の変遷

2021年3月、日本で初めて社会的養護で育った人たちの実態にかかわる全国調査(以下、全国ケアリーダー調査)の結果が明らかになりました*1。そこでは、社会的養護を必要とした当事者の若者(以下、当事者)たちの自由記述が多く書きこまれ、18歳、そして20歳は、施設から社会に出て生きていく年齢、何らかの社会資源を活用しようとする際のリミットとして意識されています*2。ただ、これらの年齢は固定的なものではなく、時代によって変わってきました。1970年代においては施設を退所し就労する年齢は15歳でしたが、現在は子どもの状況によっては制度の活用により22歳まで支援を受けることができます*3。とはいえ、多くの当事者たちは18歳で社会的養護の仕組みから離れています*4。

2022年4月、日本社会において成人が18歳となりました。ただ、ここまで述べてきたように、当事者にとっては、児童福祉法上の制度や施策、運用に影響を受けます。本稿は、18歳成人にかかわって、児童福祉の視点からみる現状と若者への必要な支援を考えるものです。社会的養護で育つ子どもたちは、児童福祉を必要とする子どものなかでも、保護者と分離するほどの政策的な介入を必要とした子どもたちです。日本社会は、家族の支え合いを前提として社会制度がつくられています*5。そうした社会においては、家族を頼ることが難しい状況にある子どもや

若者は、さまざまな面で排除され、子どもの権利が奪われやすい状態になります。児童福祉の支援や社会のあり方を構想するためには、最も困難な状況で生きる子ども・若者の視座から検討する姿勢が必要ではないでしょうか。ゆえに、当事者の置かれている現状がどうであるかという実態把握は不可欠と考えます。

2010年以降、社会的養護の当事者による社会的な発信も活発になってきました*6。当事者にとって活用しやすい制度や施策にしていくこと、当事者の力を奪わない社会のあり方を問うていくためには当事者参画は欠かせません。筆者は、調査等質問紙に回答することも、当事者の意見や思いを伝えるひとつの機会だと考えています。

しかし、これまで措置解除後の実態把握は数自治体によるものにとどまり、国は2021年3月まで全国の実態を把握してきませんでした。厚生労働省のwebサイトでは、社会的養護は「公的責任で社会的に養育し、保護する」営みと謳っているにもかかわらず、その営みがどのような結果をもたらしているのかの一端である当事者の実態を明らかにしてこなかったのです。

本稿では、全国ケアリーダー調査結果と筆者が携わった「2018年度 全国自立援助ホーム退居者の生活状況に関する調査」(以下、全国自立援助ホーム協議会(2020))をもとに「社会的養護を必要とする」

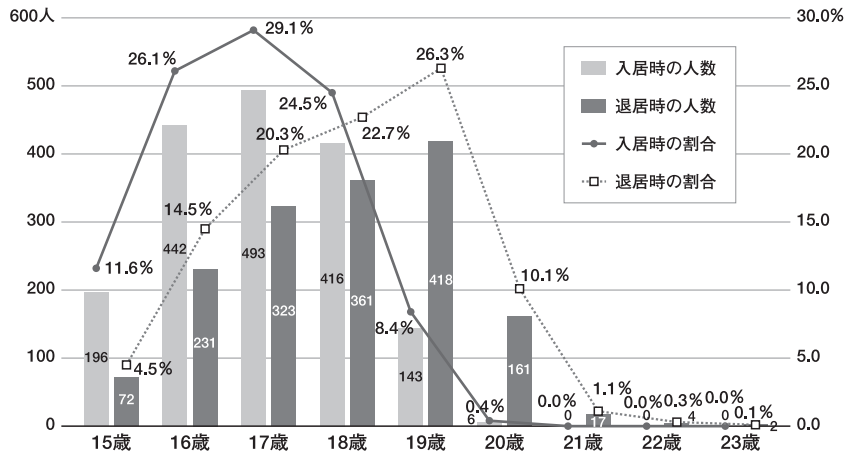
当事者、なかでも「困難な状況にある層」の現状に注目し、これから求められることについて考えたいと思います。

見えにくい「困難な状況にある層」の実態

全国ケアリーバー調査は、当事者たちの生活が困窮していること、十分な支援を得ていないこと等を明らかにし、複数の新聞やメディアにより報道されました*7。当事者の生きる厳しい日常が注目されたわけです。ただ、回答することができた層がどのような人たちであるかという点をおさえる必要があります。

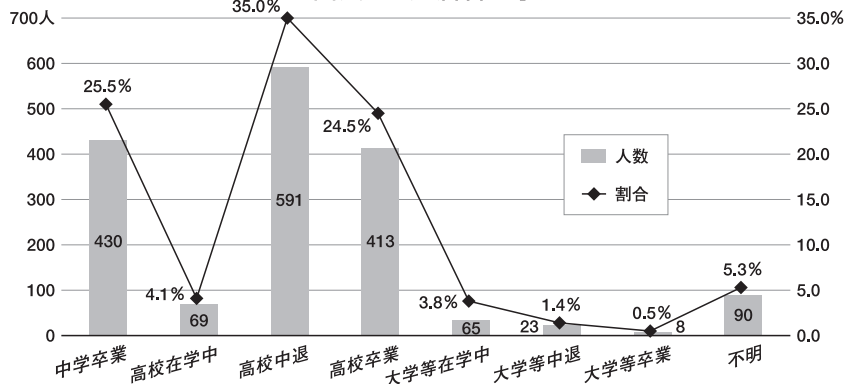
全国ケアリーバー調査の本人による自記式調査では、2,980件の回答があり14.4%の回答率でした。回答率の低さの背景には、そもそも調査対象者数(20,690人)のうち、施設や里親を通じて調査票を配布できた数が7,385件(40.4%)であることがあげられます。施設や里親が本人記入調査を案内できなかった理由には、住所連絡先不明が60.4%、それ以外の理由(その他38.2%)には入院・入所(162件/6.9%)、死亡(30件/1.3%)等当事者の生死にかかわる理由もあります。これまでの調査研究においても、またケアリーバー調査の当事者委員会においても、養育者(施設等職員・里親)や支援者とつながっていない層こそが、「困難な状況にある層」だと考えられてきました*8。しかし、その実態を把握す

〈図表1〉 入居時および退居時年齢



※「2018年度 全国自立援助ホーム退居者の生活状況に関する調査報告書」(全国自立援助ホーム協議会)をもとに筆者作成

〈図表2〉 退居者の学歴



※「2018年度 全国自立援助ホーム退居者の生活状況に関する調査報告書」(全国自立援助ホーム協議会)をもとに筆者作成

ることそのものが難しいというジレンマがあります。

筆者が代表をつとめる研究班(科研基盤研究B「児童養護施設等で育った若者の健康リスクおよび家族形成に関する研究」課題番号:18H00956)では、こうしたジレンマを乗り越えるため、「困難な状況にある層」の実態を把握するための調査研究を続けてきました。未だ途上ではありますが、研究成果の一部である全国自立援助ホーム協議会(2020)*9からは、18歳以下で退居した層に困難な状況があることが分かります。

18歳以下で社会に押し出されるということ

まず、入居時の年齢は15歳が11.6%、16歳が26.1%、17歳が29.1%、18歳が24.5%であり、18歳以下が91.3%を占めます(図表1)。児童養護施設等への入所が可能な年齢の多くの子どもが自立援助ホームに入居しているということです。また、退居時の年齢は15歳が4.5%、16歳が14.5%、17歳が20.3%、18歳が22.7%となっており、18歳以下が

62.0%を占めていました(図表1)。つまり、入居者の半数以上が18歳以下で退居していることが分かります。

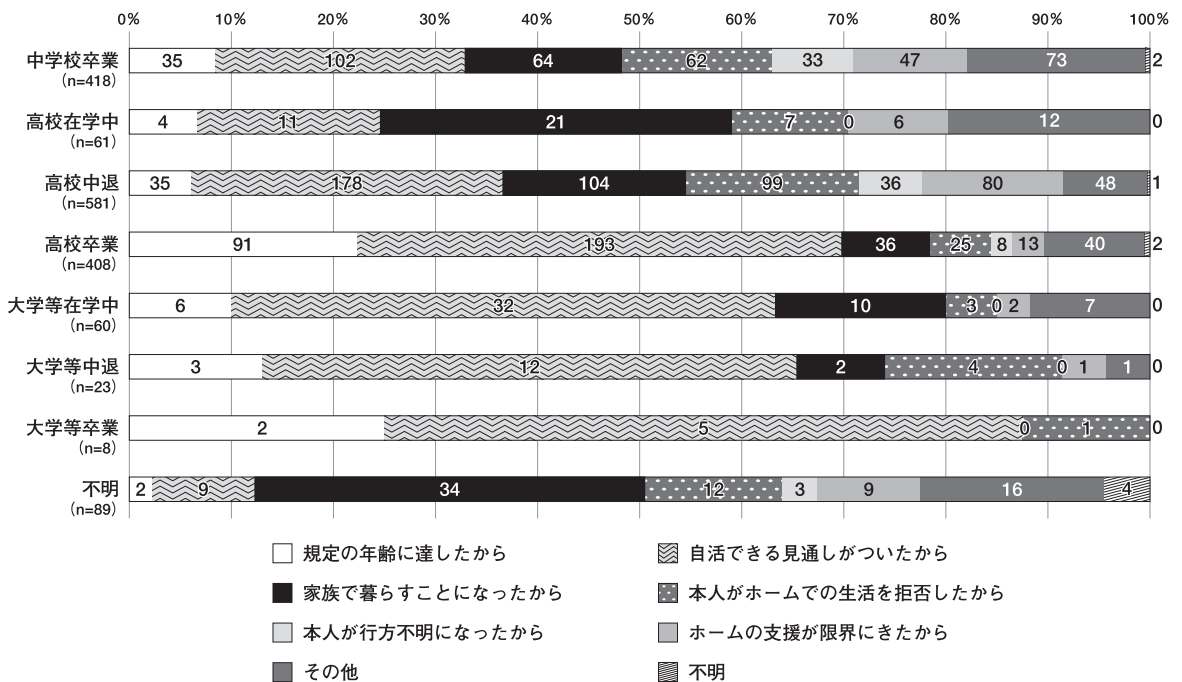
退居者の学歴は、「高校中退」が35.0%と最も多く、次いで「中学卒」が25.5%であり、最終学歴が「中学卒」となる者が60%を超えています(図表2)。全国自立援助ホーム協議会(2020)では、学校や高等教育機関に在学中の子どもも含むため単純な比較はできませんが、就業構造基本調査(2017)での全国の若者の状況とも、全国ケアリーパー調査と比較しても大きな開きがあります(図表3)。

図表4は、学歴の状況と退居理由を示したものです。「高校在学中」を除き、学歴が高いほど「既定の年齢に達したから」「自活できる見通しがついたから」が大きい割合を占めています。一方、学歴が「中学卒業」、「高校在学中」、「不明」では、「家族で暮らすことになったから」や「本人がホームでの生

〈図表3〉就業構造基本調査(2017)と全国ケアリーパー調査(2021)結果における若者の最終学歴

	就業構造基本調査(2017)	全国ケアリーパー調査(2021)
1. 中学校卒	4.8%	15.4%
2. 高校卒	38.9%	64.0%
3. 専門学校・短大卒	25.0%	10.6%
4. 4年制大学卒	29.2%	2.0%
5. その他	1.7%	6.9%

〈図表4〉学歴の状況と退居理由



※グラフ内数値は退居者人数

※「2018年度 全国自立援助ホーム退居者の生活状況に関する調査報告書」(全国自立援助ホーム協議会)をもとに筆者作成

活を拒否したから」「ホームの支援が限界にきたから」が一定の割合を占めます。「自活できる見通しがついたから」の割合の低さからも支援が必要な状況であることは想像できますが、退居に至っていました。

全国自立援助ホーム協議会(2020)では、支援者が捉える「困難に陥っている退居者」を明らかにしようと試みました。支援や対応に困った事例(「支援・対応困難事例」)を自由記述で記

入してもらったところ、「支援・対応困難事例」は99事例あり、分析対象となったのは94事例でした。

図表5は、94事例における困難の様相を図示化したものです。記述内容からは、困難と捉えられていることが本人の生活過程のどのような時期に生じていたのか、時間的な経過、本人に起因する困難か、支援における困難かまでは判別できず、分析上の限界があります。ただ、当事者の困難を構成する要素について示唆を得ることはできます。「A. 本人の生活基盤の不安定さ」が土台にあり、「B. 本人」の抱える「B-1 生い立ち・ルーツ」の問題、「B-2 心身の健康」、それがもたらす「C. 関係性」は「C-1 人間関係」および「C-2 援助関係」の問題を生じさせていました。カテゴリー内の各コードは、影響を与え合っており、それが退居者の困難をより複合的な様相にさせていました。

当事者参画と当事者の実態に基づく児童福祉を

社会的養護とは、子どもの何を保障する営みでしょうか。児童福祉法の理念を踏まえれば、「適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を

〈図表5〉94事例における困難の様相(イラスト：理沙)



等しく保障される権利(第1条)」をもち、「児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成される(第2条)」必要があります。さらに、子どもの権利条約では、「国が与える特別な保護と援助(第20条)」の必要性が明記されています。ただ、これまで述べてきたように、多くの若者たちと比べて、社会的養護を必要とする当事者たちが厳しい状況を生きているということは明らかです。

2022年2月4日、社会的養護を必要とする若者への支援にかかわる年齢の上限が撤廃されるというニュースが報道されました。全国ケアリーパー調査によって、当事者の困難が可視化されたことが制度改革につながったといえるでしょう。一方で、本稿で取り上げた全国自立援助ホーム協議会(2020)は、子どもとして保護される年齢や拡充されてきた施策や制度とは無関係に、低年齢、低学歴で社会に押し出される層がいることを浮き彫りにしています。そして、その実情および背景については十分に明らかにされていません。当事者参画の推進とともに、全国ケアリーパー調査実施の継続、困難な状況にある

若者たちの実態を明らかにする研究が求められています。そして、それらに基づいた児童福祉制度・政策を構想していく必要があるのではないのでしょうか。

全国自立援助ホーム協議会(2020)にかかわる調査は、JSPS科研費18H00956「児童養護施設等で育った若者の健康リスクおよび家族形成に関する研究(研究代表者:長瀬正子)」の助成を受けている。

- *1 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2021)『児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査』2021年3月(https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210430_1.pdf)第3章本人記入調査の自由記述部分より抜粋。
- *2 例えば、「18歳もしくは20歳で施設を出ていかなければならない施設が多いのでそこを大学、専門学校卒業するまで施設で生活できるような制度を作って全国に広めてほしいです」、「体験活動の充実を願う。守られて育ち、18歳になるとでなければいけない。1人で生きていくための準備は十分に出来ない。疑似訓練など、失敗してもいい環境があってもいいと思う。適応するには大変なことがたくさんあるし、頼り方も分からない人も多い」などがあります。
- *3 1973年に特別育成費が支給されるようになり、高校進学を後押しする制度的なバックアップがなされるようになって、長らく18歳まで施設に留まれない子どもも少なくありませんでした。その後、2011年12月厚生労働省により「児童養護施設等及び里親等の措置延長について」の通知が出され、20歳まで措置が可能となります。2016年には大学等に在学している子どもは自立援助ホームでの22歳までの延長、2017年度からは社会的養護自立支援事業の活用により里親委託や児童養護施設で入所する子どもも22歳まで必要な支援が受けられるようになっていきます。
- *4 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課(2021)「社会的養育の推進に向けて」では、2020年に措置延長となった子どもは356人であり、高校卒業児童の20.3%でした。三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2021)においても退所時点の年齢は18歳が60.0%であり、19歳が10.4%、20歳が7.0%でした。
- *5 例えば、コロナ下における特別定額給付金(10万円)は世帯単位で給付されました。これは、世帯、すなわち家族内で均等にお金が配分されるという前提に立っています。DV被害者や家族から離れて生活している若者にとっては、給付金を受け取るためのさまざまな手続きが必要で本人負担は大きいものになります。社会的養護の当事者参画を進める団体IFCAでは、コロナ下の当事者への調査をもとに「『健全な』家族を前提とした支援から、一人一人の状況に即した支援」を提言しています。
(<https://www.ifca-projectc.org/%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E6%A6%82%E8%A6%81>)

- *6 川瀬信一「『新たな当事者』の登場とこれからの当事者参画」『子どもの虐待とネグレクト』21巻1号、pp.22-31、2019年5月
- *7 「養護施設や里親家庭離れた若者 生活費学費に悩み33%」(朝日新聞2021年5月1日朝刊)、「自立後の保護児 生活『赤字』23% 厚労省、初の全国調査」(読売新聞2021年5月1日朝刊)、「虐待などによる『社会的養護』退所後の若者2割困窮」(京都新聞夕刊2021年5月15日)など。
- *8 当事者委員会の記録は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2021:182-190)。京都市の退所者調査(<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000227765.html>)では、調査Ⅲ:京都市職員による施設等職員を対象としたヒアリング調査を実施しています。それは、質問紙に回答できない層の実態を把握しようと企図されたものです。
- *9 全国自立援助ホーム協議会(2020)は、自立援助ホームを退居した若者に関する継続的な調査研究であり、「困難に陥っている退居者」とその「家族形成過程」に焦点をあてたものです。調査期間は、2018年12月末~2019年1月末であり、全国自立援助ホーム協議会加盟の全164ホーム(調査時点)にメール添付の形で調査票(エクセルファイル)を送付しました。108ホームの回答があり、回収率は65.9%であった。回答された退居者数は、1,715件でした。

引用文献

- 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課(2021)「社会的養育の推進に向けて」
- 厚生労働省子ども家庭局・厚生労働省社会援護局障害保健福祉部(2021)「全国児童養護施設入所児童等調査の概要(平成30年2月1日現在)」2021年1月
- 総務省統計局(2017)「平成29年度就業構造基本調査」<https://www.stat.go.jp/data/shugyou/2017/index.html>
- 全国自立援助ホーム協議会(2020)『2018年度 全国自立援助ホーム退居者の生活状況に関する調査報告書』2020年12月 <http://zenjienkyou.jp/wp-content/uploads/2021/06/18ba8a16bd6ffb8556b3138c73ba33d5.pdf>

キーワード：全国ケアラーバー調査

児童養護施設や里親委託等社会的養護のケアを離れた若者(ケアラーバー)の実態を、国が初めて実施した全国調査です。2018年度から2020年度という3年にわたる調査研究であり、自治体・施設や里親などの支援者・ケアラーバーの3層に対する重層的な調査です。当事者委員会が設置され、調査票や調査実施方法等の検討に社会的養護経験者の参画を得て、その経験や知見が活かされました。

報告書全文：https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210430_1.pdf

概要版：https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210528.pdf

II 現場から見てきたもの

少年法の改正に伴う、 18～19歳への対応の問題点と課題 —「子ども」には「子ども」としての処遇を



日野・子どもと家族法律事務所 弁護士 きむらまさみ 木村真実

1. 少年事件の手続

(1) 少年が罪を犯した場合の手続

20歳未満の子どもが、刑法・特別法(刑法以外に刑罰規定のある大麻取締法など)に触れる行為をした場合(非行少年)、少年法によって、20歳以上の大人と異なる手続が用意されています。なお、少年法は、触法少年(14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年)やぐ犯少年(保護者の正当な監督に服しない性癖がある、正当の理由がなく家庭に寄り付かない、犯罪性のある人若しくは不道德な人と交際し又はいかかわしい場所に入出する、自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のある、と言った事由があって将来罪を犯す可能性のある少年)の手続も規定します。福祉分野の方々にはこの触法少年やぐ犯のことも関心がおありかと思いますが、ここでは、2021年少年法改正に関わる非行少年について話をしていきます。

非行少年は、事件が発覚すると、(時には逮捕・勾留されて)捜査が進められるところまでは成人と同じです。なお、逮捕された場合には無料で呼べる当番弁護士制度があるほか、勾留されると被疑者国選弁護制度の対象となります。関わっているお子さんが逮捕された場合にはお金の心配をしないで弁護士を呼ぶようアドバイスしてあげてください。

大人は勾留満期(最大で逮捕後23日)で起訴・不起訴が決められますが、非行少年は勾留後原則とし

てみな家庭裁判所に事件が送られます(全件送致主義)。そして、事件が送られた日に観護措置(≒鑑別所に入所させること)が採られるかどうかが決まります。観護措置が取られた場合には原則4週間以内に家庭裁判所で審判がなされます。この審判で、少年院送致(原則11カ月)か保護観察(保護司さんがついて家に帰される)かが決まります(そのほかに中間の審判として試験観察があります)。

逮捕・勾留されない事件(在宅事件)も捜査が逃げられると家庭裁判所に送られますが、その多くは観護措置が取られず、在宅のまま審判を受けるか不処分や審判不開始などの決定を受けます。

2019年(令和元年)の統計(図1)で、検察庁が受理した少年が約50,000人、少年院に送致されたのは1,727人でしたので、一般に考えられているほど少年院送致の数は多くないと思います。

(2) 少年事件の動向

少年事件は減っています。2019年(令和元年)の刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷の検挙人数は37,193人で、検挙人員が320,000人ほどいた1983年(昭和58年)ころに比べると1/9ほどです(図2)。大麻などの特別法犯も同様の傾向です。

近年目立つのは、特殊詐欺(オレオレ詐欺など)の受け子・出し子(被害者からお金を直接受け取ったり、銀行に行って被害者から振り込まれたお金を

引き出したりする役)として少年が使われるケースです。

また、「凶悪犯罪」も減っています。例えば2015年から2019年までの各年に16歳以上の少年のとき犯した故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件により家庭裁判所で処分された少年の人数は、2015年-32人、2016年-24人、2017年-17人、2018年-14人、2019年-10人と減っています。

2. 2021年少年法改正

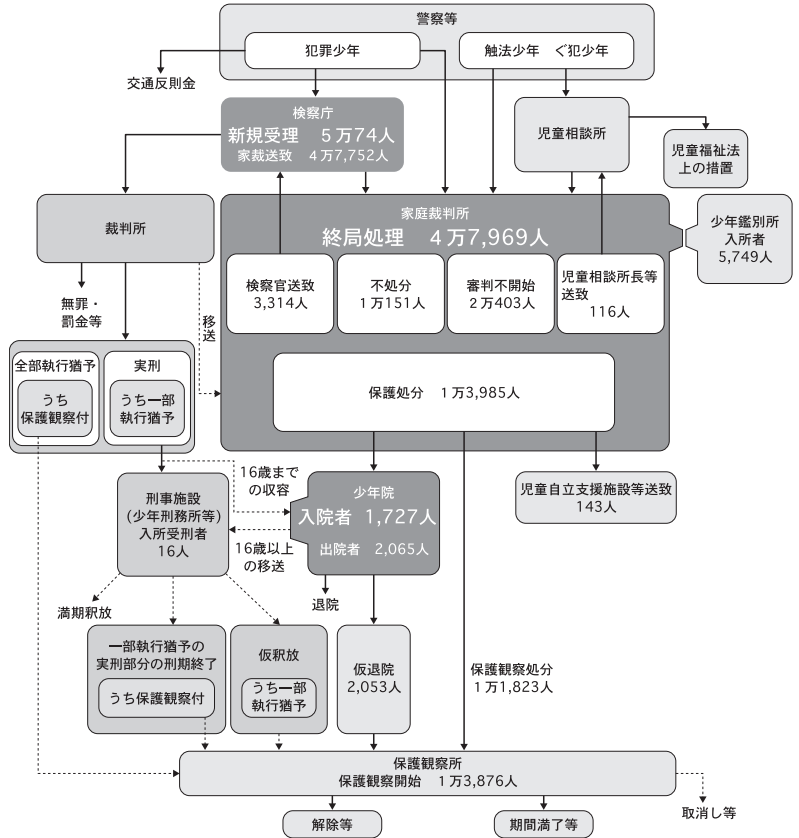
(2022年4月1日施行)

(1) 2021年少年法改正

こうしたなか、18歳以上に選挙権が付与され、また民法改正により18歳成人になったのと併せて、19歳、20歳の非行少年の処遇も見直すべきだという議論が始まりました。

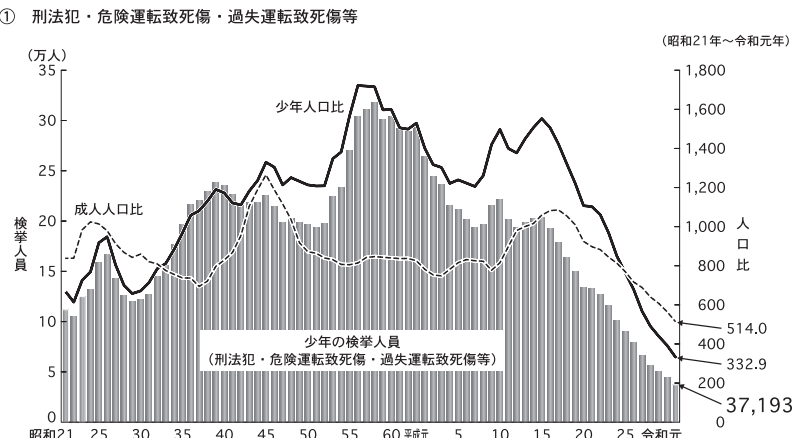
議論が始まった当初、法制審議会少年法・刑事法(少年年齢・犯罪者処遇関係)部会では、18歳及び19歳の少年について、少年法の適用年齢引下げが議論されました。しかし、法律家をはじめとする多くの人たちの、「少年法は有効に機能している」「18歳及び19歳の者は未成熟で可塑性に富み、教育的な処遇が必要かつ有

〈図1〉非行少年処遇の概要(令和元年)



注 1 検察統計年報、司法統計年報、矯正統計年報及び保護統計年報による。
 2 「検察庁」の人員は、事件単位の延べ人員である。例えば、1人が2回送致された場合には、2人として計上している。
 3 「児童相談所長等送致」は、知事・児童相談所長送致である。
 4 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 5 「出院者」の人員は、出院事由が退院又は仮退院の者に限る。
 6 「保護観察開始」の人員は、保護観察処分少年及び少年院仮退院者に限る。
 ※「令和2年版犯罪白書(法務省)」をもとに一部加工した

〈図2〉少年による刑法犯等 検挙人員・人口比の推移



注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者は、成人として計上している。
 3 触法少年の補導人員を含む。
 4 「少年人口比」は、10歳以上の少年10万人当たりの、「成人人口比」は、成人10万人当たりの、それぞれの検挙人員である。
 5 昭和45年以降は、過失運転致死傷等による触法少年を除く。
 ※「令和2年版犯罪白書(法務省)」をもとに一部加工した

効である」といった声もあり、18歳、19歳にも引き続き少年法が適用され、全件が家庭裁判所に送られ、家庭裁判所が処分を決定することになりました。

(2) 主な改正点

18歳、19歳は「特定少年」とされ、非行の種類によって成人同様の刑事手続に付する「原則逆送」事件の対象範囲を、強盗罪や強制性交等罪も含む短期1年以上の懲役禁錮の罪の事件にまで拡大しました。また、保護処分は犯情の軽重を考慮して相当の限度を超えない範囲内において決定しなければならないとされ、検察官送致後に刑事裁判となった場合には不定期刑の適用がないとされました。さらに、少年のとき犯した事件については、犯人の実名・写真等の報道が禁止されていますが、18歳以上の少年(特定少年)のとき犯した事件について起訴された場合(略式罰金のはのぞく)には、禁止が解除されます(図3)。

3. 非行少年とのかかわりの中で

(1) Aさんのこと

16歳だったAさんは、万引きしようとしていたところを見つかって、「ぐ犯」ということで家庭裁判所に送致され観護措置を取られました。生まれてすぐに実親が「育てられない」とAさんを児童相談所に預けました。里親に預けられたのですが、里親に虐待を受けて飛び出し、自立援助ホーム(義務教育終了後15歳から20歳までの家庭がない児童や、家庭にすることができない児童が入所して、自立を目指す家)に入りました。しかし、自立援助ホームが合わず、男性の家を転々としていたりしてしま

〈図3〉改正少年法の主なポイント

ポイント① 少年法の適用

- 18・19歳も「特定少年」として引き続き少年法が適用され、全件が家庭裁判所に送られ、家庭裁判所が処分を決定します。
- ただし、原則逆送対象事件の拡大や逆送決定後は20歳以上の者と原則同様に取り扱われる^{※1}など、17歳以下の者とは異なる取扱いがされます。
※1 例えば、有期懲役刑の期間の上限は30年(17歳以下の少年は15年)になります。

ポイント② 原則逆送対象事件の拡大

- 原則として逆送決定がされる原則逆送対象事件に、18歳以上の少年(特定少年)のとき犯した死刑、無期又は短期(法定刑の下限)1年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件^{※2}が追加されます。
※2 例えば、現住建造物等放火罪、強盗罪、強制性交等罪、組織的詐欺罪などが該当します。

ポイント③ 実名報道の解禁

- 少年のとき犯した事件については、犯人の実名・写真等の報道が禁止されていますが、18歳以上の少年(特定少年)のとき犯した事件について起訴された場合^{※3}には、禁止が解除されます。
※3 略式手続(非公開の書面審理により一定額以下の罰金・科料を科す手続)の場合を除きます。

※法務省HP「少年法が変わります!」(https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji14_00015.html)をもとに作成した

た。その間に万引きしたり売春したりをしていました。国選付添人としてついた私は、Aさんの帰る場所を一緒に考えました。しかし、自立援助ホームは、観護措置が取られた段階で解除になっていて再受け入れは無理と言われました。ほかに当てはあるかと聞くと、何人かの男性の名前が挙がりました。そのうちの一人に会ってみると男性は引き受けると言うのですが、覚せい剤を使用している様子もうかがわれAさんを食い物にしそうで、引き受けてもらうわけにはいきませんでした。家庭裁判所の審判では、「非行性も進んでいるし帰るところもない」と少年院送致になりました。

Aさんは「納得できない」と言って、抗告(高等裁判所に不服を申し立てること)、再抗告(最高裁判所にさらに不服を申し立てること)をしました。私も「強盗致傷事件を起こしたって帰る家があれば少年院に行かない子がたくさんいるのに、Aさんのせいではない帰る家がないからということで少年院に送るのは憲法14条が定める法の下での平等に反する」と申立書に書きましたが、いずれも棄却されま

した。

Aさんは群馬県にある少年院に入り、私も一度会いに行きました。爽やかな空気の中で頑張っていました。しかし、出院する際にも引き受ける人がいなかったため、更生保護施設(少年院など)を出所する際に頼ることのできる人がいないなどの理由ですぐに自立更生できない人たちを一定の期間保護し、その円滑な社会復帰を助け再犯を防止する施設)に出ることになりました。出てきてから一度だけ会いましたが、その後連絡がなく、どうしているのかわかりません。もう少し少年院に通って関係性を作ってあげればよかったな、と後悔した事件でした。

少年事件の少年の中には、Aさんのように虐待を受けてきた子、親などがおらず帰る家がない子が少なくありません(図4)。上で述べたように、そういう子ほど少年院以外に行く先が見つからないので、少年院に入った子は半数近く(女子だけだと半数以上)が被虐待の経験を持っています(図5)。

少年事件の子どもたちは、私たちの社会の子どもたちへのケアが不十分であることを示してくれているのです。

(2) B君のこと

B君は、同級生だったC君とともに、民家のそばにある自動販売機のお釣りが出てくるところに火をつけて機械内にある釣銭を取ろうとしたため、(民家に火が移る恐れがあったとして)現住建造物等放火罪で家裁に送致されました。B君は送致後審判ま

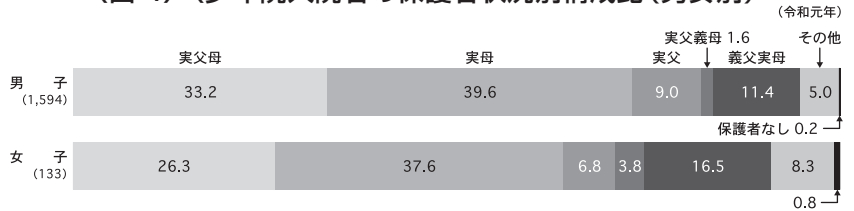
での間に20歳になったので逆送されて懲役3年の実刑、C君は19歳だったので少年審判で短期(半年程度)の少年院送致でした。ちなみにC君の家は両親と妹がいて「帰ってきたらきちんと監督します」と言っていました。

2人の間に役割の上下はなかったため、C君も2021年改正法によれば逆送されて実刑だった可能性が高いです。

しかし、「自動販売機のお釣りが出てくるところに火をつけて機械内にある釣銭を取ろうとする」って、ずいぶん子どもっぽい事件だと思いませんか。「いたずらっぽい気持ちでやったことが予想もしない大きな結果になるから注意するんだよ」ということは、刑務所での刑務作業より少年院での教育の中で学ばれるべきことのように思います。

私たち付添人となった弁護士が感じるのは、「大人になれない『大人』が多い」ということです。20歳を超えても、社会に居場所が見つけられず、後輩

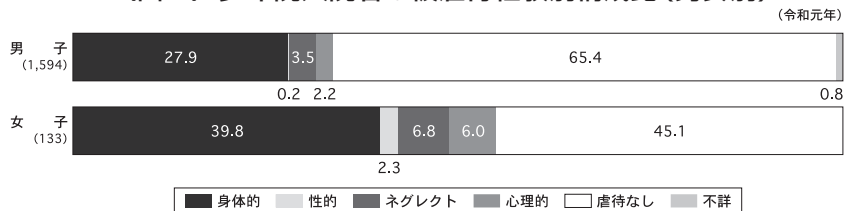
〈図4〉少年院入院者の保護者状況別構成比(男女別)



注 1 矯正統計年報による。
2 保護者状況は、非行時による。
3 「その他」は、養父(母)等である。
4 ()内は、実人員である。

※「令和2年版犯罪白書(法務省)」をもとに一部加工した

〈図5〉少年院入院者の被虐待経験別構成比(男女別)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 虐待の定義は、児童虐待防止法による。ただし、ここでは保護者以外の家族による少年に対する虐待や、18歳以上の少年に対する虐待も含む。
3 「身体的」は、少年の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えることをいい、「性的」は、少年にわいせつな行為をすること又は少年をしてわいせつな行為をさせることをいい、「ネグレクト」は、少年の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ることをいい、「心理的」は、少年に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをいう。
4 複数の類型に該当する場合は、主要なもの一つに計上している。
5 ()内は、実人員である。

※「令和2年版犯罪白書(法務省)」をもとに一部加工した

の少年たちと一緒にものを盗りに入り、見つかってびっくりして追ってきた人を殴って強盗致傷。このような『子ども』たちにも本当は少年院がふさわしいと思います。18歳、19歳を、少年事件の場面で、子どもから切り分けて『大人』扱いするのは、方向性が逆なのではないでしょうか。

(事例は筆者の経験したものをアレンジしたもので実際とは異なります)

4. 改正法の下で

今般の少年法改正の議論の中で、少年法の運用については問題がないことが共有されました。改正法の下でも、現行少年法の理念を維持していく運用が求められていると思います。

まず、拡大された「原則逆送」対象事件に関しては、子どもたちの要保護性(①犯罪的危険性、②矯正可能性、③保護相当性の3つの要素で構成され、非行事実とともに少年審判の対象)について十分な調査を行った上で、犯情の軽重のみならず要保護性についても十分に考慮して逆送の可否を慎重に判断すべきです。

また、犯情の軽重を考慮して相当の限度を超えない範囲内とされた18歳、19歳の保護処分の決定において、「犯情の軽重」は、その上限を画するものにすぎず、その範囲内で、少年の要保護性に応じた適切な処分が選択されなければならないと思います。

さらに、報道については、インターネット上での掲載により当該情報が半永久的に閲覧可能となることや、公判請求がなされたとしても刑事裁判所の判断により再び家庭裁判所に移送され保護処分となる可能性があることも踏まえる必要があります。子どもたちの健全育成及び更生の妨げにならないように十分に配慮されること、事案の内容や報道の公共性について慎重な検討がされる必要があります。

問題を抱える18歳及び19歳の子どもたちに必要

な支援が届くように、更生保護事業等と福祉的支援策の連携の下、子ども・若者に対する切れ目のない支援が行われるよう、とりわけアウトリーチ型の福祉的な支援を強化すべきです。

5. 結び

子どもの福祉に関わるみなさんは、18歳、19歳(それ以上の子たちも含めて)の子たちの不安定さと可塑性(変わっていく力)を感じられていると思います。私も、非行少年だけではなく、児童養護施設の卒園生とのかかわりの中でも、子どもたちから、生きていくことのつらさや秘めている力を教わってきました。

世の中は不公平です。その不公平の中であがいている子どもたちを大人が「改正」した法律で沈めることのないよう、「改正」少年法の運用を見守っていただきたいと思います。

キーワード：「改正」少年法

少年法「改正」で18歳、19歳の子どもが「特定少年」とされて、原則逆送の範囲が拡大されるなどした。少年事件が減少し凶悪事件も減っている中で、このような「改正」が必要だったかは疑問がある。また、非行少年のなかには環境に恵まれていない子どもも多く、18歳、19歳の子どもたちに自己責任を問うのは酷だと感じる場合も多い。「改正」法下でも要保護性の慎重な吟味が必要であり、18歳、19歳の子どもたちに切れ目のない支援が行われることが重要だと感じる。

II 現場から見てきたもの

“子ども”が“おとな”になるために 必要な教育



浦和大学社会学部現代社会学科 准教授
模擬選挙推進ネットワーク 事務局長、子どもの権利条約ネットワーク 事務局長

はやし だいすけ
林 大介

1. 子どもは、“有権者”“おとな”ではなくても、“主権者”

2016年から18歳選挙権が始まり、2022年4月から18歳成年となります。とはいえ、18歳未満の子どもは有権者ではなくても、主権者です。憲法で定めている「国民主権」には年齢規定はなく、0歳の赤ちゃんであっても主権者なのは自明ですが、子どもは半人前扱いされがちです。それはなぜなのでしょう。

確かに、5歳の私の娘に「今の政権についてどのように考える?」「今、消費税が10%だけど、もっと上がった方が良いか?」「クレジットカードを作りたい?」といった話をしても、何を質問されているか分からず、困った反応をします。しかし、今の日常においては、「新型コロナウイルスを防ぐためにはどうしたら良い?」という質問であれば「手を洗う!」「マスクをする!」といった元気な答えがかえってきます。あるいは、中3の息子や高2の娘であれば、政権や消費税とは何か、クレジットカード作成によるメリット・デメリットといったことは理解しています。つまり、歳を重ねていくことで、半径1メートル程度の社会が保育園・幼稚園、小学校・中学校、さらには市町村、都道府県、世界というように広がっていくのです。成長するにつれて「自分が暮らしていた〇〇県はこういうところだな。〇〇市はこんな特色があるな」と感じ、「では、日

本全体ではどうなのかな。世界の中での日本はどんなのだろう」と考えが広がり、自分と地域、社会との関係性を意識するようになります。

だからこそ、子どもを半人前扱いし続け、成人になったとたんに「あとは自己責任で!」とするのではなく、子どもの時から「市民とは何か」「おとなになるとはどういうことか」といった意識で育て、地域社会に参加していくことが大切です。子どもであっても一人の人間としてきちんと尊重されることが、社会の担い手を育てるためには不可欠で、家庭も、学校も、地域社会も、そうした視点で、市民である子どもや若者と向き合うことが求められます。

2. “18歳選挙権”時代から“18歳成年”時代へ

2015年6月に公職選挙法が改正されました*1。これを機に総務省・文部科学省は、高校生向け副教材『私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために』*2を2015年9月に作成しました。副教材は2022年度から始まる新科目「公共」の内容を先取りしていると言われていています*3。

副教材では、「公共的課題の解決に向けて多様な価値観をもつ他者と議論しつつ協働する国家・社会の形成者」を「民主主義の担い手」と位置づけ、次の4つを「国家・社会の形成者として求められる力」として掲げました。

- 論理的思考力(とりわけ根拠をもって主張し
他者を説得する力)
- 現実社会の諸課題について多面的・多角的に
考察し、公正に判断する力
- 現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し
解決(合意形成・意思決定)する力
- 公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や
態度

これらの4つの力が「民主主義の担い手」に求められるということですが、高校生世代だけではなく、すでにおとなとなっている方にも当然求められます。果たして、私たちおとなは、この4つの力を備えているのでしょうか。

また、文科省は「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について(通知)」*4を2015年10月に発出しました。この通知では「主権者教育」「政治的教養を育む教育」のあり方として、「今後は、高等学校等の生徒が、国家・社会の形成に主体的に参画していくことがより一層期待される」「自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うことが重要」としています。この通知が出される前は、1969年10月に出された「高等学校における政治的教養と政治的活動について」において、「国家・社会としては未成年者が政治的活動を行うことを期待していないし、むしろ行わないように要請している」とありました(2015通知発出に伴い、1969通知は廃止)。

これまで〈未成年者が政治的活動を行うことを期待していないし、むしろ行わないように要請〉されていた存在が、18歳選挙権によって〈国家・社会の形成に主体的に参画していくことがより一層期待〉され、〈自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うことが重要〉というように、18歳選挙権を機に、文科省は

180度方向転換しました。

そして、2022年4月から、140年ぶりに“おとな”の定義が変わります。成人年齢を引き下げる改正民法の施行により18歳で「成人」となります。改正民法では、成人となる年齢が20歳から18歳に引き下げられ、女性が結婚できる年齢は、これまでの16歳から男性と同じ18歳に引き上げられます。18歳になったら保護者などの同意を得なくても、クレジットカードやローンなどの契約をすることが可能となり、権利行使できる範囲が広がるとともに、責任を果たす面も増えます。おとなになるというのがどういうことなのかを、18歳になるまでに、きちんと学ぶ必要があります。

3. 多様性から目を背け、

“忖度する主体”を育む日本社会

国立青少年教育振興機構が2020年に実施した「高校生の社会参加に関する意識調査報告書—日本・米国・中国・韓国の比較—」*5によると、日本の高校生は、「社会問題は自分の生活とは関係ないことだ」と考えている割合が2割未満で中国に次いで低いです。しかし、「私個人の力では政府の決定に影響を与えられない」「政治や社会より自分のまわりのことが重要だ」「現状を変えようとするよりも、そのまま受け入れるほうが良い」「政治や社会の問題を考えるのは面倒である」と考えている割合はいずれも4か国中最も高くなっています。日本の若者は、なぜこうも、社会課題に関心を抱くことができないのでしょうか。

とかく教育現場では「子ども(児童・生徒)は教師の指示に従えば良い」と捉えられがちです。そして日本社会は、子ども時代から、空気を読み、自分の立ち位置を意識することを強要する空気感があります。ある意味、「忖度する主体」を育む風潮がまん延していると言えるでしょう。

たとえば、小学校で「みんなちがって、みんな

い) (金子みすゞ)を学びながらも、中学校に入ったとたん髪の色は「黒・茶・グレー」と強制され、「みんなちがってはいけない」となる。新型コロナウイルスの影響でマスクが売り切れの中、やっと黒色のマスクを入手できたのに、「白いマスク以外禁止」の中学校。なぜ中学校では「違う」ことが認められなくなるのでしょうか。どうして「中学生らしさ」を強制するのでしょうか。また、大学の講義でも「質問ありますか?」と問いかけしても手を挙げる学生が少ないことが多いです。就職活動になると、皆、服装も髪型も同じ。失敗を恐れて正解ばかりを求め、教員や周りを付度し、顔色を窺う。おとな社会でも、国会を含め、付度によって法解釈までもが歪められてしまっている現状があります。

他者と異なっている、自分が思ったり考えたことを安心して表明できる環境がない日本社会。安心して主張する経験を積むことができきていないから、周りの目や周囲の評価を過剰に意識してしまうのでしょうか。

4. 当事者が声を上げることが

「社会参画」につながる

とはいえ、意欲ある学校現場では、当事者の社会参画を意識した取り組みがされています。

長野県松本市では、松本工業高校の1年生が市議会に請願をしました。「最寄り駅から学校までの途中に自転車の専用道があるが、路上駐車している車のせいで自転車専用道路なのに使えないのでなんとかしてほしい」という内容です。そして、この請願を市議会が採択しました。自分たちが生活しているまちの身近な問題について「おかしいな」と思ったことに声を上げる。しっかりと市議会が声を聴いてくれる。請願制度は憲法16条で保障されており、松本工業高校の高校生は授業の中で学んだからこそ実際に行動に移すことができたのです。

2019年の秋には、東京都板橋区の小学生による陳情が話題になりました。区の方針変更にともない、今までサッカーなどボール遊びができていた公園で、急にボール遊びができなくなったのです。そこで小学生は、「ボール遊びができる公園を整備してほしい」「子どもが関係する施策を実施する際は、子どもからの意見も聞いてほしい」など5項目の陳情を区議会に対して行いました。そうしたら区議会ではきちんと議論がされ、4つの陳情が採択され、1つが保留となりました*6。

このように、子どもや若者が声を挙げてきちんと届けられれば、彼らの声をきちんと聴き、受けとめ、政策につなげてくれるおとなもいます。自分たちの声で社会を動かすことができるという経験を、子ども時代から積んでいけば、声を挙げることの重要性を認識できるようになります。

なにより、子ども・若者だからといって特別扱いするのではなく、一人の市民として声を挙げ、施策に反映されていく。グローバルスタンダードでは、それが、当たり前であり普通なのです。

諸外国においては、社会の動きについて子ども時代から関心を持たせるために、学校や家庭、社会が取り組み、子どもも社会を構成する一員として社会参加することを奨励しています。たとえばドイツでは、小学校でデモのやり方を教えています。実際、2018年9月、ハンブルグの小学生150人による「スマホばかり見ないで僕と遊んでデモ」が行われました*7。小学校で「抗議から社会運動までの手順」を学ぶ機会を保障し、実際に小学生がデモを行い、民主主義を実践しているのです。

2014年にノーベル平和賞を最年少(当時16歳)で受賞したマララ・ユスフザイさん、2018年から気候変動に危機を抱き声を挙げたスウェーデン環境活動家のグレタ・トゥンベリさん(当時16歳)など、10代であっても問題意識を抱いたら社会的に活動を行い、社会に働きかけていることから、分かり

ます。

Covid-19においても、おとな目線だけで議論するのではなく、学校現場できちんと取り上げることは何も難しいことではありません。

Covid-19が人体に及ぼす影響、ワクチンや予防接種の仕組みや効果など、理科分野で取り上げることができる内容はたくさんあります。数学では休業補償がもたらす影響や経済的損失を予想し、美術では感染拡大を防ぐための取り組みを呼び掛けるポスターを、幼児・小学生・外国籍の方向けなど、対象や掲示場所別にデザインを作成する。外国語による情報発信(外国語)、メディアでの情報の取り上げ方の考察(国語)、ネット上で注目されているキーワード分析(情報)、丈夫な体にするためのトレーニング(保健体育)など、様々な教科で取り組むことができます。

5. 子どもがおとなになるために

私たちおとなは、子どもに対して、「おとなに言っても聞いてくれない」と諦めてさせていないでしょうか。そして、せっかく子どもがおとなに自分の想いを伝えても、「なに生意気を言っているんだ、小学生のくせに」とか、「中学生は勉強していればいい」といったやりとりをしていないでしょうか。

子ども自身が、今、実際に目の当たりにしている「解なき問い」「予測できない未来」に向き合うことで、当事者性が生まれ、主権者意識が醸成され、社会参画の必要性を認識していきます。社会科や公民科で政治や選挙の仕組みを学ぶだけではなく、各教科において、Covid-19やSDGsのみならずあらゆる社会課題と関連付けて学ぶことを通して、子どもであっても主権者だという意識を実感できるようになります。

そして、そのまちで暮らし、学校で学んでいる子どもや若者の声に耳を傾け、そこで出た意見を、学校運営や行政施策につないでいくことが大切です。

そうした地道な日常の取り組みが、地域の担い手を育て、社会を創っていくおとなを育てていくということに繋がっていくのです。

- *1 公職選挙法が改正されるにいたった背景には、「日本国憲法の改正手続きに関する法律(憲法改正国民投票法)」および同法の改正などがある。詳しくは、拙著『「18歳選挙権」で社会はどう変わるか』(集英社新書、2016年)参照
- *2 総務省・文部科学省『私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために』
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shukensha/1362349.htm
副教材の作成にあたっては、公職選挙法の改正を見据え、2015年3月から検討が始まり、筆者も作成協力者として参加した。
- *3 主権者教育のあり方については、拙稿「18歳選挙権と政治教育—選挙教育における現状と課題の考察—」(『日本選挙学会年報 選挙研究 32-2』日本選挙学会、木鐸社、2016年12月)、同「第24回参議院議員通常選挙から見る「18歳選挙権」行使の課題」(『子どもの権利研究 第28号』子どもの権利条約総合研究所編、日本評論社、2017年3月)等参照
- *4 高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について(通知)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1366835.htm
- *5 高校生の社会参加に関する意識調査報告書
https://www.niye.go.jp/kenkyu_houkoku/content/detail/i/151/
- *6 NHK「僕らがちんじょうしたわけ」2019年12月17日
<https://www.nhk.or.jp/shutoken/wr/20191217.html>
- *7 「怒りの“やめろ”コール沸き上がる ドイツの小学生、おとなに抗議して街頭デモ敢行」クーリエジャポン、2018年9月28日
https://courrier.jp/news/archives/138011/?ate_cookie=1581641487

キーワード：シティズンシップ教育(主権者教育)

「シティズンシップ教育」は、「社会に積極的に参加し、責任と良識ある市民を育てるための教育」とする英国のCitizenship Educationに由来している。日本の「公民教育」や「政治教育」とも重なる部分があるが同一ではなく、文部科学省は「政治的教養を育む教育」と総称している。「シティズンシップ教育」の対象は、「子ども」だけではなく、「おとな」も対象になるということをおとな自身は自覚すべきである。

II 現場から見てきたもの

18歳成人で予想される ネットのトラブルとその指導方法



しおたしんご
静岡大学教育学部 准教授 塩田真吾

1. 18歳成人で予想されるネットのトラブルとは

2022年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。成年に達すると、携帯電話の契約やクレジットカードをつくることが可能になり、様々なトラブルも予想されます。

例えば、ネットショッピングやキャッシュレス決済でのトラブルです。令和2年度の内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」では、高校生の98.9%がインターネットを利用しており、33.7%がネットショッピングやオークションを利用しています。17歳に限定してみれば、38.7%となっており、約4割がネットショッピングやオークションを利用していることとなります。今後、クレジットカードの利用によるネットショッピングが増えてくれば、使いすぎや個人情報、セキュリティ上のトラブルも予想されます。

同様に、電子マネーやQRコード決済などのキャッシュレス決済に関するトラブルも予想されます。三井住友カード株式会社が2020年に実施した調査では、高校生のキャッシュレス決済利用者は2人に1人(約50%)であり、コンビニやファストフード店などでの利用が多く見られます。こうしたショッピングにクレジットカードを紐付けて利用し、セキュリティ上のトラブルや使いすぎといったトラブルも想定されます。

さらに、ソーシャルゲームでのトラブルも心配さ

れます。ソーシャルゲームとは、主にSNS上で提供されるオンラインゲームのことであり、先ほどの内閣府の調査によれば、高校生の74.6%が自分のスマートフォンからソーシャルゲームを利用しています。こうしたソーシャルゲームでは、目的のアイテムが出るまで何度も課金してガチャをまわす「コンプガチャ」が問題になるなど、その使いすぎの問題が指摘されています。18歳でクレジットカードを作ることができるようになると、ソーシャルゲームでの課金の支払いにもクレジットカードが使用されるケースが増える可能性があり、ついつい課金を繰り返すというソーシャルゲームの不適切な利用で、支払いをリボ払いにしたため元金が減らないといったトラブルも予想されます。

こうした18歳成人で予想されるネットのトラブルを防止するために、本稿では、特にネットショッピングやキャッシュレス決済でのトラブルを中心に、それらを防ぐための指導方法や教材について紹介していきます。

2. 「あやしさ」を見きわめる情報セキュリティ教材

まずはネットショッピング等でのセキュリティトラブルを防ぐための教材や指導方法について紹介します。私の研究室とセキュリティソフトウェアの開発・販売を行う株式会社カスペルスキーは、2021年に、高校生向け情報セキュリティ教材「ネットの

リスクを見きわめよう」を開発し、無料でダウンロードできる形で公開しています。この教材では、実際のスマートフォンの画面をイメージしたカード教材を見ながら、そのあやしさを見つけ、リスクを考えることができます。

実際に問題を見ながら一緒に考えてみましょう。

まずは1問目の問題です(図1)。この2つの画面では、どちらもネットショッピングの決済をしている様子が描かれています。ネットショッピングでは、クレジットカード情報を含む個人情報を入力する機会が多くありますが、この2つでは、その入力する際のリスクが大きく変わってきます。さて、どちらの方がリスクが高い「あやしいサイト」と言えるでしょうか。

実は正解は、左側の画面です。URLが書かれた欄をよく見てみると、左側は「http://」で始まっていますが、右側は「https://」で始まっています。この“s”は「セキュア(secure)」のsで、入力した個人情報の通信が守られる状態であることを示しています。一方、左側は、通信上のセキュリティがかかっておらず個人情報が盗み見される可能性がある状態であることを示しています。クレジットカード情報などの大切な個人情報を入力する際には、まずは「https://」で始まっているかどうかをチェックすることが必要となります。もちろん、最近は犯罪サイトも「https://」を利用していることもあり、「https://」だから絶対に安全とは言い切れないのですが、少なくとも「http://」で始まるサイトでは、個人情報や決済情報を入力・送信しないようにすることが重要です。

それでは2問目の問題です(図2)。この2つの画面では、データ通信量に関するメールとアカウント設定に関する画面が描かれています。さて、この2つの画面のどこが「あやしい」でしょうか。

まず左側の画面では、事業者からの通知を装い、「データ通信量を確認」を押させようとしています。「制限通知センター」は本当に正規の事業者でしょうか。よく本文を読んでもみると、不自然な「」や「通信速度を維持するご注文ができます」などおかしい表現が見られます。こうした日本語の表記や表現のおかしさなどは、サイトのあやしさを見抜くためのヒントになります。もし、このまま「データ通信量を確認」を押してしまうと、もしかしたら別のサイトにアクセスし、架空請求等の被害にあう可能性もあります。

〈図1〉1問目の問題

http://www.touroku.com

お届け先

氏名 ○男 ○女

住所 都道府県 市町村
番地・マンション名

生年月日 年 月 日

クレジットカードでのお支払い

名義人	<input type="text"/>
カード番号	<input type="text"/>

https://www.gamebanzai.com

お支払い方法の選択

お支払い方法を選んでください。

代金引換

コンビニ受け取り

クレジットカード

〈図2〉2問目の問題

受信 (1)

データ通信量 制限通知センター

お客様の通信量について
今日 17:51

残り100MBで、お客さまの通信速度を低速モードに切り替えさせていただきます。
通信速度が低速になるとアプリケーションまたはネットに接続しづらくなる可能性があります。

下記より、お客様の通信量のご確認と通信速度を維持するご注文ができます。

- データ通信量を確認

https://www.k-codepay.com

K-CODE Pay アカウント設定

2段階認証プロセス

お使いのスマートフォンと連携が完了しました。

2段階認証を有効にするか✓を入れて下さい

有効にする 有効にしない

〈図3〉キャッシュレス決済のメリット・デメリット

**キャッシュレス決済のメリット・デメリットを
「お店・事業者」と「消費者」の視点から考えてみよう！**

1	キャンペーンや外国人観光客の利用で売上があがる	2	現金を持たずに出かけられる	3	支払いが楽になる	4	会計のミスを防げる
5	使ったお金を管理しやすい	6	ポイントがもらえる	7	どんな人が何に使ったのかわかる	8	衛生面での不安がなくなる
9	停電やトラブルで使えないことがある	10	使える人と使えない人がいる	11	つついっお金を使ってしまう	12	いろいろな方法があり、覚えるのが大変

また右側の画面では、2要素認証プロセスを「有効にしない」にチェックが入っていますが、このままでよいのでしょうか。「2要素認証」とは、通称「2段階認証」とも呼ばれ、サービスを利用するときやアプリを使用するとき、IDやパスワードに加えてワンタイムパスワードや指紋や顔認証などを用いて認証を行う仕組みのことです。こうした2要素認証を有効にしておかないと、IDの乗っ取り被害に遭い、勝手にクレジットカードが使われてしまうなどのトラブルに発展する可能性があります。2要素認証はできるだけ有効にしておくようにしましょう。

これらの問題は教材の一部になりますが、こうした「あやしさ」を見きわめるポイントを学ぶことで情報セキュリティに関するトラブルを防ぐ力を身につけることができます。

3. 必須となる「キャッシュレス決済」とのつきあい方

次に、キャッシュレス決済に関する教材や指導方法について見ていきましょう。私の研究室では、LINEみらい財団、金融リテラシー教育研究会とともに、キャッシュレス決済との上手なつきあい方を学ぶための教材を開発し、2021年に無料で公開しています。

実は日本のキャッシュレス決済の比率は諸外国と

比べると決して高くありません。その要因としては、現金を落としても返ってくる治安の良さや偽札かどうかを気にしなくてもよい日本円の信用の高さなどが挙げられます。しかし、消費者にもお店にもメリットが多いため、現在は急速に普及が進んでいます。

こちらにも実際に問題を見ながら一緒に考えてみましょう。図3に挙げた12の事柄は、お店・事業者にとってのメリット／デメリットでしょうか。それとも消費者にとってのメリット／デメリットでしょうか。それぞれ考えてみましょう。

「支払いが楽になる」は消費者のメリット、「どんな人が何に使ったのかわかる」はお店・事業者のメリット、「衛生面での不安がなくなる」は、両方のメリットとして考えられますが、「ポイントがもらえる」は、お店・事業者のメリットでしょうか。それとも消費者のメリットでしょうか。

なんとなく「ポイントがもらえてお得」というのは消費者のメリットのようにも感じますが、実はポイントがもらえるというのは、お店・事業者のメリットでもあるのです。お店がなぜポイントを配るかといえば、「顧客の囲い込み」にあります。ポイントをためさせることで、今後も同じお店で買い物をさせるように囲い込んでいるのです。そもそもキャッシュレス決済は、実はお店側にメリットのある決済方法になります。特に、Suicaやnanacoなどに代

表される前払い(プリペイド)方式では、利用金額を事前にチャージさせることで、お店側は事前にお金を手に入れることができます。通常であれば、500円の商品の対価として500円を手にするわけですが、前払い方式では事前に1,000円をチャージさせることで、お店側は何も売っていないのにお金を先に得ることができます。もちろん、消費者側もポイントがついたり、スピーディーに決済できたり、コロナ禍においては非接触で決済できたりすることも大きなメリットですが、こうしたお店や事業者側のメリットもきちんと押さえながら、不正利用や使いすぎなどのデメリットとも適切につきあう必要があります。特に使いすぎを防ぐためには、こうした教材を用いてキャッシュレス決済のメリット・デメリットをよく考えさせ、ポイントだけに惑わされずにキャッシュレス決済方法を選ぶなどの工夫が求められます。

4. 自分の情報と信用を守り、

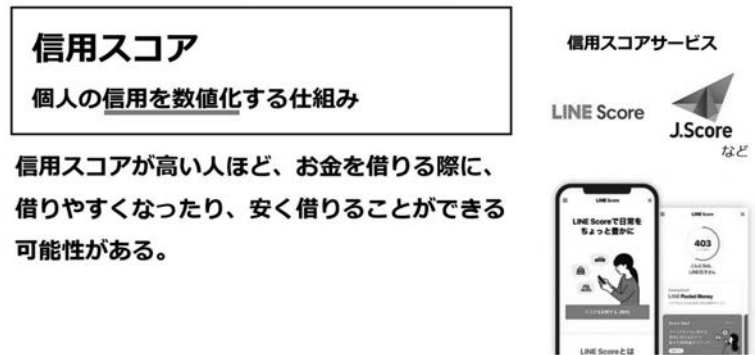
お金の「データ」を管理できる力をどう育てるか

これからの高度情報社会では、様々な情報がデータ化され、共有されます。これまで実物として触ることができていたお金も「データ」として扱うことが増え、これまでに何を購入したかなどの情報も共有されるようになります。

こうした高度情報社会では、個人の信用を数値化する「信用スコア」が広まっていくという指摘もあります(図4)。クレジットカードの返済がきちんとできているかなど、様々な情報が共有され、信用スコアとして表示されることで、信用スコアが高い人ほど、例えば新車購入時にお金が借りやすくなる一方で、信用スコアが低い人はお金が借りにくくなるなどの可能性もあります。

〈図4〉信用スコア

これからの高度情報社会では



信用スコアが高い人ほど、お金を借りる際に、借りやすくなったり、安く借りることができる可能性がある。

これからの高度情報社会を生き抜いていく18歳成人には、自分の信用と情報を自分自身で守り、お金を「データ」としてきちんと管理していく能力が求められてくると言えるでしょう。そうした力をどう育てるかが、これからの学校教育にも求められてくるはずだ。

参考文献

- 村上睦美・塩田真吾(2019)「高校生におけるソーシャルゲーム利用実態と消費生活実態の分析」コンピュータ利用教育学会「コンピュータ&エデュケーション」Vol.47,pp.61-64
- 村上睦美・塩田真吾(2020)「消費者教育における教育方法の差による学習効果の分析—高校生の消費生活実態と学習経験に焦点をあてて—」日本消費者教育学会「消費者教育」40,pp.101-110
- 株式会社カスペルスキー・静岡大学教育学部塩田真吾研究室「高校生向け情報セキュリティ教材：ネットのリスクを見きわめよう」
- LINEみらい財団・金融リテラシー教育研究会・静岡大学教育学部塩田真吾研究室「金融・情報リテラシー教育」(基本編・応用編)

キーワード：キャッシュレス決済

キャッシュレス決済とは、お札や小銭などの現金を使用せずにお金を払うことです。キャッシュレス決済には、クレジットカード、デビットカードやスマートフォン決済(QRコード決済)など様々な方法があります。こうしたキャッシュレス決済は、簡単に決済できる一方で、使いすぎてしまうなどの心配もあります。使いすぎを防ぐためには、プリペイド方式(前払い式)を選び、事前にチャージした以上の金額を使えないようにしておくこともひとつの方法です。

II 現場から見てきたもの

おとなへの移行を支える 心理支援



い で と も ひ ろ
井出智博

北海道大学大学院教育学研究院臨床心理学講座 准教授、臨床心理士・公認心理師

1. 社会的養護児童と将来展望

ご自身が関わっている子どもが「YouTuberになりたい!」と将来の夢を語ったとしたら、どうしますか?

ある企業が小学1年生と6年生を対象に行った将来就きたい職業についての調査によると、YouTuberは男の子が将来就きたい職業でそれぞれ7位と4位にランクインしています*1。しかし、小学生の頃にYouTuberになりたいと言っていたとしても、実際には職業選択をする頃には別の職業を志すようになっていることが多いでしょう。周囲からの反対の声もあるでしょうが、それ以上に子ども自身が興味関心、能力などを参照しながら自分らしい生き方を模索したり、モデルとなる人の姿に感化されたりしながら自分の生き方をみつけて行くのでしょうか。

筆者は支援者、研究者として、施設や里親家庭で暮らす子ども(社会的養護児童)に関わる機会をいただけてきました。その中で彼らに「将来、どんな仕事をしたい?」と尋ねると、多くの子どもが「保育士」「施設職員」と答える姿を目にしてきました。私たちの姿を将来の自分の姿と重ねてきているのだなと思うと嬉しい一方で、広い選択肢を示すことができていることを痛感し、悲しさも感じてきました。

家庭外養育を経験している子どもを対象とした調査*2では、彼らの職業選択の幅は一般的な養育を受

ける子どもよりも狭く、単純で、社会経済的地位が低い職業を選択する傾向にあることが示されています。この調査は豪州のものですが、先述したように経験的には日本の社会的養護児童にも同様のことが言えると感じていますし、私たちが行った日本の児童養護施設で暮らす子ども(施設児童)を対象にした調査*3では、彼らは一般的な養育を受ける子どもに比べて肯定的な将来展望を持っていないばかりでなく、将来のことについて考えたいという気持ちが弱いことが示されています。

では、なぜ肯定的な将来展望が持てなかったり、将来のことについて考えたいという気持ちが弱かったりするのでしょうか。その理由を考える時、貧困領域で重ねられてきた研究知見がヒントとなりそうです。Lareau*4は貧困層の子どもは権利を主張するには値しないという「制約の感覚」を持つとしています。これは中産階級の子どもが進路や職業選択の際、様々な選択ができるという「権利の感覚」を持つのに対して、貧困層の子どもはそうした選択肢を自ら排除する様子を表したものです。社会的養護児童も同様に、あるいはそれ以上に「制約の感覚」を強く感じ、結果的に意識的、無意識的に将来のことについて考えようとしなかったり、職業選択が質、量ともに限定されてしまったりすると考えられます。

2. 社会的養護における自立支援とその問題点

そのため自立支援が非常に重要なのですが、そこにも様々な課題があります。例えば欧州の国々を横断して行われた Andreas らの研究*5では、社会的養護児童のように生い立ちの過程で様々な困難を経験してきた子どもが自立を進めていく時、ヨーヨー型の移行 (yo-yo transition) と呼ばれる不安定な過程をたどることが指摘されています。ヨーヨー型の移行とは、玩具のヨーヨーのように上がったたり下がったりを繰り返しながら、すなわち自立の過程が進んだように見えても後戻りするということを繰り返しながら、ようやく自立が進んでいく(あるいはうまく進まないこともある)という不安定さが示された概念です。社会的養護から自立していく子どもの姿を見ている、大学に進学し資格を取得して就職したにもかかわらず早期に離職し生活が破綻していた子ども、アルバイトを始めると言いながら応募に向けて全く動くことができない子どもなど不安定さを持つ子どもの姿を頻繁に目にします。

また Andreas らは不安定な過程をたどるだけに自立支援が重要だが、一般的に準備された自立支援が彼らにとって役に立たないばかりか、時には否定的な影響を及ぼすこともあるという重要な指摘もしています。この指摘を社会的養護児童に合わせて考えるとすれば、まず一部の小学校で行われている2分の1成人式が挙げられるでしょう。すでに様々な批判*6がされていますが、2分の1成人式では10歳を迎える子どもが育ちの過程を振り返り、親に感謝の手紙を書いたりするような取り組みが含まれていたりすることもあるようです。一部の親子にとっては互いの関係をより良好なものにし、自立の過程に肯定的な影響を与える機会となるかもしれませんが、社会的養護児童をはじめ複雑な家庭背景を持つ子どもにとっては否定的な影響を与えるものとなるということは想像に難くないでしょう。次に学校教育の中で行われているキャリア教育に目を向けてみ

ましよう。ある時、児童養護施設で暮らしている高校生たちとキャリア教育について話をする機会があったのですが、その時、彼女たちはキャリア教育の時間は「テキトー」に過ごす「面倒くさい」時間と表現しました。その理由を尋ねると、彼女たちが将来のことを考えるためには、まず施設退所後にどこで暮らしているのか、親との関係がどのようになっているのか、そして暮らしていくためのお金をどう工面するのかということを考えなければならないけれども、そのようなことをキャリア教育の時間に話しても周囲とずれてしまうために「テキトー」に周囲と話を合わせて場をやり過ごすということでした。こうしたことが「社会で一般的に準備された自立支援が彼らにとって役に立たないばかりか、時には否定的な影響を及ぼすこともある」好例だと言えるでしょう。

したがって、社会的養護児童が自立していく過程では、彼らの状況に即した自立支援が非常に重要なのですが、児童養護施設で行われてきた自立支援の内容*7は生活指導、学習指導、金銭管理の意識づけ、対人関係の支援といったスキルや知識の獲得に偏重した内容となっています。こうした支援は職員が先々を見通して子どもに様々な課題を課すという形で行われることが多いため、子どもにモチベーションがなければ両者は食い違い、職員は子どもにとって口うるさい存在となってしまう、両者の関係が悪化してしまう要因になることが指摘されています*8。

3. 社会的養護児童の未来を育む自立支援の取り組み

ではどのような支援が必要なのでしょう。筆者は児童養護施設や里親会、里親支援機関と一緒に社会的養護児童の将来展望を育むことに焦点化したグループアプローチであるキャリア・カウンセリング・プロジェクト (CCP) に取り組んできました*9。紙面の都合上詳細を紹介することはできませんが、CCPは①おとなの生活を知り、CCPに取組む動機

づけを高める、②大切にしたい価値観や強み、興味・関心を知る、③施設から巣立った後について考えるというパートから構成される、自立支援に関する取り組みのひとつと言えます。ここでは③に位置付けられる「実現できなくてもいいので、こうだったらいいなという人生を設計してみよう」という人生設計の中で、冒頭に皆さんに問いかけたように「YouTuberになりたい」と語った施設児童を取り上げてみたいと思います。人生設計は各人に割り当てられたホワイトボードに、手がかりとして配布される一般的なライフイベントが記されたカードを貼ったり、それ以外のことを自由にペンで書き加えたりすることによって人生を描くことに取り組むワークで、毎年まとめのセッションとして行われることが多いものです。

「YouTuberになりたい」という人生を設計したのは幼少期からその施設で暮らす中学1年生のAくんです。Aくんが作った人生設計によると、高校生の頃から動画を撮り始め、卒業後は定職につかずYouTuberデビューし、数年後には有名YouTuberとして活躍、年収は5,000万円で高級車に乗ってタワマンの最上階に暮らし、結婚はせず仲間と夜遊びをして楽しい時間を過ごすそうです。40歳頃には年商10億の社長になり、50歳でリタイアした後は悠々自適な暮らしをし、70歳くらいで苦しまずに天国に向かうというところまで描いてくれました。Aくんは楽しそうに取り組み、自慢げに自分の人生設計を紹介してくれました。これが半年後には施設を巣立つ高校3年生が描いた人生設計だとしたら担当職員としては頭を抱えてしまうところでしょう。CCPにはファシリテーターである筆者の他に施設の心理職や指導員などが参加していますが、子どもが楽しく将来を思い描くことを大切にすることを共有しているため、どのようなものであっても私たちは子どもの人生設計を批判しません。むしろそこから将来展望を広げるために様々な質問をします。

「タワマン、どんなところに建ってるの?」「たくさんお金稼いで、どんなことに使うの?」「有名になったら普通の生活を送るのが大変じゃない?」…Aくんはそうした質問に時には考え込みながら答えてくれたのですが、その内容からは誰かに必要とされる人になりたい、たくさんのお金を手に入れてもやりたいことが明確なわけではなく親しい人たちと楽しい時間を過ごしたいと考えていることが伝わってきました。

CCPに取り組む前、おとなは「将来を思い描くことなんてできるかな…」と心配していましたが、やり始めると子どもが将来について思い描いたり、語ったりすることを楽しんでいる姿を多く目にするようになりました。AくんもCCPの中でも人生設計が一番好きだと言いながら、4年間参加し続けました。最初は前述の通り、また他のほとんどの子どもと同様に周囲を心配させるような人生を設計しましたが、年を重ねるごとにその内容には変化が生じてきました。そして高校1年生の時には、卒業後は専門学校に通って資格を取得した後、それを生かして人の暮らしに貢献する専門的な仕事に就くこと、休暇には行きたい場所に旅行に行くこと、20代半ばで家庭を築くこと、定年退職後は田舎暮らしをすることなどを含んだ人生設計をしました。Aくんは誰かの役に立つ仕事をし、自分にとって大切な人と過ごす時間を作るという道筋をYouTuberになるという方法以外にも思い描けるようになっていったように見えます。

施設児童の自立について論じた高橋^{*8}は、若者が語りを通して将来を展望する「前望的語り」^{*10}は「自分が誰なのかという問いへの理解を提供し、自分が何になるのか、またどのような可能性をもっているのかについて照らし出すため、思春期の発達において非常に重要である」とし、そうした機会が施設児童にも必要であると指摘しています。

この指摘のようにCCPに取り組んでいて強く感

じることは、施設や里親家庭で暮らす子どもたちであっても、あるいはだからこそ、時間をかけて自分の将来について語ることを重ねることが必要であるし、そのための環境を整えば彼らは彼らなりに将来について語り始めるということ、そして自分が大切にしたい価値観を軸にして、その展望を少しずつ現実的なものへと変化させていくということです。もちろん、社会的養護児童がそうできるためには周囲のおとなの理解や準備、工夫が不可欠なのですが、それを整えるのはおとなの責任なのだと思います。

4. まとめ

育ちの過程で様々な困難、特に養育者の交代や生活する場所の変更など様々な連続性の分断を経験してきた社会的養護児童にとって、過去から現在、現在から未来へと続く時間的連続性を持ち、未来を見通せるようになっていくことは非常に重要な課題です。ポスト青年期という表現があるように、近年の若者は仕事をしながらも様々な形で親に依存しながらおとなとしての生き方を模索し徐々に自分自身の準備が整って自立が進んでいくのに対して、社会的養護児童の自立は「すでに『法律上で認められたもの(act)』であり、『期限切れ(deadline)』である」*11とされるように本人のペースではなく、外的な要因によって規定され、自立せざるを得ない状況の中で進んでいきます。本稿で述べてきたように心理支援という観点からも、ケアを離れる時を見越してより早期から社会的養護児童が時間的な連続性を持ち、未来を見通せるような支援を行っていくことが重要です。しかしそれと同時に彼らの年齢によって一律に自立を強要することなく、それぞれの状態に応じて緩やかに自立を進めていけるような制度作りや社会の理解も必要です。この時、成人年齢が引き下げられることが、社会的養護児童が自立に向けた準備を整えていくプロセスに対して厳しい視線が向けられることにつながらないように留意することが必要

だと考えます。

引用文献

- *1 クラレ: <https://www.kuraray.co.jp/enquete> (2021.12.29 閲覧)
- *2 Creed, P., Tilbury, C., Buys, N & Crawford, M. (2011) The career aspirations and action behaviours of Australian adolescents in out-of home-care. *Children and Youth Services Review*, 33(9), 1720-1729.
- *3 井出智博, 片山由季, 大内雅子, 堀遼一 (2013) 児童養護施設中学生の時間的展望と自尊感情: 有効な自立支援をおこなうために, 静岡大学教育学部研究報告. 人文・社会・自然科学篇 64(64), 61-70.
- *4 Lareau, A. (2003) *Unequal Childhoods: Class, Race, and Family Life*. University of California Press.
- *5 Andreas, W & Barbara, S. et al. (Eds.) (2002) *Misleading Trajectories Integration Policies for Young Adults in Europe?* Springer Fachmedien Wiesbaden.
- *6 内田良 (2016) 「2分の1成人式」は素晴らしい? 各分野の専門家が伝える子どもを守るために知っておきたいこと, メタモル出版
- *7 長谷川真人 (2009) 入所から社会生活を展望した自立支援の考え方と実践: 喜多一憲, 神戸賢次, 堀場純矢, 長谷川真人, 全国児童養護問題研究会編集委員会編, 児童養護と青年期の自立支援 進路・進学問題を展望する. ミネルヴァ書房, 79-87.
- *8 高橋菜穂子 (2013) 児童養護施設職員による長期的意味づけから捉える自立支援の展望教育方法の探求, 16, 25-32.
- *9 井出智博, 片山由季 (2018) 子どもの未来を育む自立支援: 生い立ちに困難を抱える子どもを支えるキャリア・カウンセリング・プロジェクト, 岩崎学術出版社
- *10 Jansen, A. and Anden_s, A (2011). *Heading for Japan! Prospective narratives and development among young people living in residential care. Qualitative Social Work* 10(4), 1-16.
- *11 高山由佳子 (2002) 児童養護施設の自立支援プログラムに対する評価測定, 関西学院大学社会学部紀要 (91), 137-148.

キーワード: 社会的養護児童と時間的展望

時間的展望とは過去、現在、未来に対するその人の捉え方であり、その様相は私たちの生き方に影響します。特に未来や過去を肯定的に捉え、適度に現在の快楽を求める傾向があることが精神的健康に結びつくとされています。しかし、社会的養護児童は生い立ちの困難さ(過去否定)に加え、将来の見通せなさ(未来否定)が強い傾向にあります。心理支援について考える時、時間的展望の変容は重要な指標のひとつとなるでしょう。

II 現場から見てきたもの

大人になるまでに体験したいこと — 精神科思春期外来の 10代後半の事例を通して



市立旭川病院精神科 診療部長、精神科医 たけい 武井 あきら 明

社会のあり方が急速に変化し複雑化するなかで、大人になるまでの準備期間が長期化しているといわれています。今日の社会では、義務教育を終えるだけで社会に入っていくことは難しく、高校や専門学校・大学などでのさらなる知識の習得やさまざまな経験が必要とされるようになりました。

その一方で、成人年齢が引き下げられ、法律上では18歳から大人としてみなされるようになりました。このような状況のなかで、子どもから大人への移行期にあたる10代後半の子どもたちの精神的な成長にとって何が必要なかを、今一度、精神科思春期外来を受診する子どもたちを通して考えてみたいと思います。

1. 大人から頼りにされる体験

中学校までは自分に自信がなかったけれども、高校入学後に始めたアルバイト体験によって、自信を取り戻していった男子を紹介します。

悠斗君(仮名)は、小学校時代から優等生でした。中学校入学後から塾に通うようになり、学校と塾通いで忙しい毎日を送るようになりました。塾から帰宅する時刻は午後8時で、自由につかえる時間がありません。

中学2年になってから授業中に腹痛と下痢が出現し、何度もトイレに行くようになりました。それが恥ずかしくて、悠斗君は学校を休み出しました。近

くの内科を受診しましたが、ストレスが原因であると説明されました。そのため、中学2年の5月に母親と一緒に精神科思春期外来を受診しました。

悠斗君は少量の精神安定剤を飲みながら、思春期外来への通院を続けました。診察室では学校と塾通いの両立がづらいということを繰り返して訴えていました。また、自分が他人と比べて何の取り柄もなくつまらない人間だということも述べていました。

中卒後、第一志望の高校に入学してからは、腹痛や下痢はかなり軽くなりました。

高校生になった悠斗君は、両親の反対を押し切ってファストフード店でアルバイトを始めることにしました。

アルバイトを始めてから3か月後に受診した悠斗君は、「店に出るようになって、自分が必要とされていると初めて感じることができました。店長や他の店員から責任のある仕事を次々とまかされ、『頼りになるよ、助かるよ』と言われました。こんなことを言われたのは生まれて初めてです。今までは自分に自信がなくて、ダメな人間だとずっと思っていました。勉強がそれほどできるわけでもないし、人前で上手に喋ることができず、友だちもそれほど多くありません。アルバイトを始めてから、自分もけっこうやれるんだと思えるようになりました」と、うれしそうに話してくれました。

その後、お腹の症状はほとんど消失し、現在は充

実した大学生活を送っています。

〈小括〉

悠斗君は、「自分は取り柄もなくつまらない人間だ」とずっと思っていました。アルバイト先で自分が必要とされていることを初めて実感することができました。自分の存在が誰かのために役立っているんだという感覚です。それが、家庭や学校以外での大人との出会いを通して体験できたのです。

大人の何気ない言葉は、子どもたちに大きな影響を与えるということを悠斗君の体験は示してくれました。このような子どもたちを外来で診ていると、自分の存在する価値とは自分で作るのではなく、人とのかかわりを通じて発見するもののように思われます。

2. ほめられる体験の大切さ

落ち着きがなく、不器用で、集団生活が苦手な発達障害の子どもたちは、まわりの大人による無理解から注意され、叱られることが多く、ほめられることがほとんどありません。ほめられるという体験を通して精神的な成長を遂げた男子を紹介します。

達也君(仮名)は、小学校時代からやや落ち着きがなく、何をしても不器用で、学校の先生から叱られてばかりいました。中学校入学後からは学校を休むようになり、中学3年時に精神科思春期外来を受診し、発達障害と診断されました。

中卒後、達也君は集団生活が苦手なので、小規模な農業高校に進学しました。達也君は担任の先生が顧問をしていた新聞局に入りました。熱心に新聞作りに取り組み、記事を書き続けました。

顧問の先生は、原稿を提出するたびにほめてくれました。「お前の文章は上手だなあ。読む人に書いた人の気持ちがよく伝わってくる」と繰り返して言われました。

高校3年になった達也君は生徒会長になりました。学校祭の準備で忙しく駆け回り、無事に学校祭を成功することができました。担任やその他の何人もの先生から「よく頑張った」とほめてもらいました。

高校卒業間近に受診した達也君は、「中学校までは自分はできないことが多くてダメな人間だと思っていました。でも、高校に入学したら、先生たちに何度もほめられてうれしかった。そんなことは今までなかったんです。ほめられるうちに、自分は苦しくてもどうにかやれるんだという気持ちになりました。あれこれ深刻に考えてもしょうがない、どうにかなるもんだと思えるようになりました」と述べていました。

高卒後、専門学校に入学し、介護士を目指しています。

〈小括〉

発達障害の子どもたちは、その障害特性から皆と同じように行動できず、まわりからネガティブな評価ばかりされ、自分に対する自信を持つこともできません。しかし、彼らはほめられる体験を通して、失われた自信を回復していくことが可能になることを達也君は示してくれました。

達也君は、さらにもうひとつ重要なことを私たちに教えてくれました。それは、自信を回復し自己肯定感をしっかりともてるようになると、将来を楽観的に考えることができるようになるということです。まわりの大人が子どもたちに対してポジティブな評価を与えると、子どもたち自身がポジティブな思考ができるようになるということです。

精神科思春期外来で子どもたちを診ていると、まわりの大人によってもっとほめられることで、自信を持てるようになる子どもたちが大勢いることに気づかされます。

3. いつでも慰めてくれる人がいること

精神科の臨床現場からみると、社会的養護を受けていた子どもたちが、18歳になって施設から出て自立することは相当難しいことのように思えてしかたありません。何が彼らの自立を困難にさせているのかを事例を通して考えてみたいと思います。

彩乃さん(仮名)は、幼児期から父親からの体罰と暴言が続く家庭で育ちました。中学1年の10月に家出をして警察に保護されたことで、父親からの虐待が明らかになりました。そのため、その年の12月から児童養護施設に入所しています。

入所後の彩乃さんは、大人しい子で他の入所児とも仲良くやっていました。中学3年になってから、悪夢のために精神科思春期外来を施設職員と一緒に受診しました。

彩乃さんによると、中学2年の後半から、虐待された場面を思い出すフラッシュバックや悪夢が活発になったということです。フラッシュバックで苦しなくなった時には、職員にすぐに相談することで、何とか乗り越えることができたといいます。

その後、彩乃さんは少量の精神安定剤を飲みながら定期的な通院を続け、精神的には比較的安定していました。

高校入学後、彩乃さんはスーパーでアルバイトを始め、お惣菜のバック詰めを担当しました。職場の人たちが彩乃さんのことをよく理解してくれる大人ばかりでした。

高卒後、彩乃さんは施設を退所し、アルバイトを続けながらアパートでの一人暮らしを始め、職員が時々、様子を見に行くことになりました。

最初の3か月間は、他人に気を遣うこともない一人暮らしを満喫していました。しかしその後、夜になると寂しくなって過去の嫌な記憶がフラッシュバックすることが多くなりました。そして、生きる価値がないとまで考えるようにもなりました。フラッシュバックのつらさに耐えられなくなった時には、

処方された睡眠薬を過量服薬して、精神科への入院を繰り返すようになりました。

以前入所していた施設の担当職員だけで、彩乃さんを支えることは限界と考えられました。そのため、主治医と施設とが相談し、365日24時間対応が可能な訪問看護ステーションの訪問看護を導入することにしました。週3回の訪問看護が始まりました。

彩乃さんは看護師の訪問をいつも心待ちにしていました。一人の時に我慢していた不安、悲しさ、孤独感を看護師の前で一気に吐き出し、時には看護師にハグをしてもらうこともありました。深夜、寂しくなった時には訪問看護ステーションに電話をかけたり、臨時で訪問してもらったりすることもありました。

その後の彩乃さんは、フラッシュバックがかなり少なくなり、夜も眠れるようになって、過量服薬することもなくなりました。

最近の彩乃さんは診察室で、「施設にいた時には職員さんがそばにいてくれたので、何かあればすぐに相談できました。でも施設を出てからは、本当に一人きりになってしまいました。私は親に頼れないので、頼れる人がいません。それで苦しくなった時に耐えられずに薬をまとめて飲んでしまいました。訪問看護の看護師さんはいつも一緒にいるわけではないけど、頻繁に部屋に来てくれます。つらくなったら夜中でも電話で話を聞いてくれます。看護師さんとはいつもつながっている感覚みたいなものを感じます。そんな感覚があると、アルバイトをがんばろうという前向きの気持ちにもなれるんです」と、笑顔を交えながら話してくれました。

〈小括〉

社会的養護を受けていた子どもたちの自立を考えるうえで、大切なことは、虐待によるトラウマ体験を抱えた子どもたちが少なくないということです。彼らの安心感・安全感は、施設に入

所している期間だけで十分に獲得することは難しいのではないのでしょうか。そのため、18歳という年齢で退所して一人暮らしを始めると、安心感・安全感が希薄となり、不安、孤独感、疎外感、絶望感などが生じやすく、それらを自ら緩和させようとして、自傷、過量服薬、異性との逸脱した関係などの問題が顕在化しやすくなります。彩乃さんの場合もまさにこの通りでした。

彼らが安心して社会で生活を送れるようになるためには、いつも誰かに見守られているという感覚や、苦しくなった時に助けを求めることができる相手がいるという安心感が是非必要です。これらを元の施設だけで担うことはできません。彩乃さんの場合には、訪問看護を利用し、常時見守りができる看護師とのかかわりによって、何とか一人での生活を続けることができるようになりました。

4. 自己肯定感を育む

精神科思春期外来で出会う子どもたちは、不登校、自傷、暴力、拒食などで受診しますが、どの子も自分に対して自信がなく、自己肯定感の乏しい子ばかりです。

他人と同じようにできないところや未熟さは、どの子どもたちにもあるものです。それを自分で認めたくて、子どもたちが自分はこのままでいいんだと肯定的に考えられるようになることが、社会のなかで生きていくために必要な原動力になるのではないのでしょうか。

しかし、このような作業は子どもたち自身が一人で考えて成し遂げられるものでは決してありません。家庭や学校において、まわりの大人たちが子どもたちのありのままの存在を認めてあげなくてはなりません。その際、親以外の大人から言われた言葉のほう子どもたちは素直に受け入れやすいように

す。悠斗君や達也君の場合は、学校の先生やアルバイト先の人たちといった親よりも感情的なしがらみの少ない大人から、ほめられ、認められることでした。そのような大人とのやり取りがあって初めて、子どもたちは自分を肯定的にとらえて生きていくことが可能になるわけです。

社会的養護を受けながら育った子どもたちも自己肯定感が乏しいのですが、その問題は一般家庭で育った子どもたちよりもさらに深刻だと思います。今回紹介した彩乃さんの場合には、父親からの虐待があり、その結果、トラウマ症状が出現していました。この世で生きていくうえで不可欠な安心感・安全感がとても希薄なのです。ですから、施設を退所してからさらに、あるいは今まで以上に、見守ってくれる大人との密接なつながりが不可欠になります。安心感に包まれた大人とのやり取りが継続されることによって、自分がこの世に存在してもいいんだという肯定的な気持ちを育てていくことが可能になるでしょう。

大人になってからも、苦しいことにはいくたびも出会うことでしょう。でもその時に自分が受け入れられ、認められたという体験があれば、その大変さを乗り越える勇気が湧いてくるに違いありません。

参考文献

- 古荘純一(2009)「日本の子どもの自尊感情はなぜ低いのか—児童精神科医の現場報告」光文社
- 村瀬嘉代子(2019)「子どものころに寄り添う営み」慶應義塾大学出版会

キーワード：自己肯定感

自己肯定感とは、自分があるがままの自分であって大丈夫という感覚です。不登校、自傷、暴力、拒食などで精神科思春期外来を受診する子どもたちは、自己肯定感の乏しい子ばかりです。他人と同じようにできないこともあるが、自分はこのままでいいんだと肯定的に考えられるようになることが、症状改善の転機になります。そのためには、彼らの存在をありのまま認めてくれる大人とのかかわりが不可欠です。そのような肯定的な感覚が、今後の人生で出会うであろう困難さに立ち向かう勇気を与えてくれるはずで

II 現場から見てきたもの

社会的養護における支援 —子どもたちの「生きやすさ」のために



児童養護施設 若草園 施設長 福留久美

はじめに

2018年(平成30年)6月に、民法の定める成年年齢を18歳に引き下げること等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立しました。

そこで成年年齢が18歳に改正されて何が変わるのか、それによって私たちに、或いは子どもたちに何がもたらされるのか等を知る必要があります。

我が国における成年年齢は、明治9年以来、20歳とされてきました。近年では国民投票の投票権年齢、選挙権年齢などが18歳と定められ、国政上の重要な事項の判断に参加してもらうための政策が進められてきました。この流れを踏まえて市民生活に関する民法において、「18歳以上の人を大人として取り扱うのが適当ではないか」という議論がなされるようになり、世界的にも大多数の国、地域が成年年齢18歳が主流であることから、我が国も成年年齢が引き下げられることとなりました。この成年年齢引き下げは自己決定権を尊重するもので、積極的な社会参加を促すことが期待され、若者がいきいきと活躍する社会を目指すと言われていますが、果たしてそのようなものとなるのかいささか疑問です。ましてや、私たち社会的養護に携わる者やそこで生活を積み重ねている子どもたちにとっては、18歳になると成年として社会に放り出されることに対する不安が大きく募ります。そういうことも踏まえて、「社会的養護の課題」から「成年年齢の引き下げ」の影

響について、さらに私たちはこの改正によって、養育と自立のありようがどのように変わり、子どもたちへどのような支援が必要なのかをここで勘案するものとしたいと存じます。

社会的養護の課題

児童養護施設は今日、家庭的養育の場とされ集団養育から小規模養育に移行されています。また里親、ファミリーホームは家庭養育の場として子どもは里親家族と共同で育つとされています。どちらも課題を抱えつつ生活を紡いでいます。福祉全般が人が人を育て支援する場でありながら、社会的養護の喫緊の課題に人材不足と人材育成があることをまず述べておきます。

(1) 愛着の課題

愛着とは幼少期に親など養育者と子どもの間に育まれる情緒的なきずなのことです。幼少期の愛着形成は人格形成の土台となり、愛着に問題を抱えた状態で育つと愛着障害を引き起こす可能性があります。

精神科医である岡田尊司先生は、「愛着を土台に、その後の情緒的、認知的、行動的、社会的発達が進んでいくからであり、その土台の部分不安定だと、発達にも影響が出ることになる。愛着障害が発達障害と見誤られてしまうのも、一つにはそこに原因がある」と言われています。

例えば、心理学的な最初の愛着形成の段階は赤ち

ьяんの時です。子どもは産まれた時は一人で食べることもトイレに行くこともできません。お腹が空いた時、オムツが汚れた時に赤ちゃんは泣いて訴えます。そして、親や養育者がミルクをくれた、オムツをきれいにしてくれたという、自分の欲求を訴えた時に満たされる心地良さ、笑顔が養育者に伝わり、心の響き合いが生まれ、それが最初の他者とのコミュニケーションになります。これを繰り返すことで心理的な安心感や信頼感を基盤(親や養育者が心の拠り所〈安全基地〉)として成長して、見知らぬ世界や環境にチャレンジして、成功、失敗体験を認められることで、自立心や自尊心が育っていきます。また、安全基地(親や養育者)があるという無意識の安心感は他者愛へと拡がり、心の安定や成長に繋がっていき、自律、情操、愛情、きずな等が芽生え、愛着形成に至ります。この愛着関係が心の深いところに根付き、自立心や自尊心が育っていき、人間関係や社会性が発達していくと言われています。

しかし、愛着形成が虐待などによって脅かされたまま大人になると、自立心や自尊心、自己肯定感が低いと、他者とのコミュニケーションが取れず、対人関係や社会生活に問題を抱えやすく、心身の健康に影響を及ぼす可能性があります。社会的養護の子どもたちにはその傾向が多く見られます。その回復を目指して、社会的養護の現場では、子どもたちの愛着が人格形成に大きく影響することを理解して、入所当初から献身的に愛情を注いで子どもの安全基地となるべく励んでいます。しかし、子どもの入所年齢が異なることや様々な理由で措置変更を余儀なくされる場合があること、大人側に異動や退職での交代等があることなどから、愛着形成、人格形成が途切れるという大きな課題を感じるのも事実です。そのような中、児童養護施設はチームでの協働、専門職との連携で、里親等はより密接な関係性を重視して懸命に養育、支援を行っています。

(2) 被虐待児の課題

社会的養護には、虐待を受けて心身に苦痛を抱えた子どもが多く生活しています。成長過程で心身の成長を脅かされ、「傷つき」を抱えながらも懸命に生きてきた子どもたちです。親や養育者からの虐待や、親や養育者との死別を経験した子ども、最低限の世話をしてもらえながコミュニケーション、スキンシップが極端に少ない家庭などに育った子どもには愛着障害傾向が少なからずあり、それは情緒障害、発達障害傾向に繋がると言われています。継続的な虐待は子どもの心に深い傷を与え続け自己肯定感、自尊心が育ちにくく、何事にも自信がなく、それに反して怒りを抱えた心は、他者や物へと攻撃することが社会的養護にはよく見られる光景です。子どもの虐待からの傷つきをそのままにしておく、大人の愛着障害として生活に支障をきたす恐れがあります。また、人は子どものころ、親にどのように育てられたかの物語を、心の中に収めています(表象)。自分が親になり、自分の子どもを前にしたとき、その場の雰囲気合った、自分の子どもころの物語が浮かびあがり、それに導かれるようにして、自分の親と同じような行動をとることがあります(世代間伝達)。

社会的養護に携わる者として、お預かりした子どもたちが抱えるこの負の世代間伝達を断ち切るため、子どもの表象世界を「ありのままに愛され育まれた」と心の物語に収められるような養育をしなければなりません。その手立てとして、ライフストーリーワーク等を活用したり、日々の生活の中でアルバムなどを活用して「生い立ちの整理」、成功体験の場の提供などを行っています。全国の児童養護施設には心理職が100%近く配置されて、子どもたちの心のケアを行っています。しかし里親等には配置は少なく、所管の児童相談所が行っています。

心に傷つきを抱えた子どもたちが、心の治療がなされ、子どもが自信と期待を持って社会自立へとス

テップアップできることが理想ですが、現実には子ども一人ひとりのケースは重篤であり課題を抱えたままの自立となることは少なくありません。

(3) 発達障害を抱える子どもの課題

社会的養護には発達に課題を持った子どもたちが多く生活しています。医療機関を利用し投薬治療を受けている子どももいます。中でも軽度な発達障がいといわれる子どもたちが特に増加しています。「ちょっと気になる子ども」「ちょっと他児と違う子ども」等と以前から感じていた子どもたちですが、現在では広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がい、学習障がい等の名称がついて措置入所してきます。彼らには虐待体験に起因する障害を持ったケースが多く、社会的養護は更なる専門性を求められています。

杉山登志郎先生は「軽度発達障がい」には、4つの特徴があると挙げています。

- ①健常児との連続性の中に存在し、加齢、発達、教育的介入により臨床像が著しく変化する。
- ②視点の異なりから診断が相違してしまう。
- ③理解不足による介入の誤りが生じやすい。
- ④二次的情緒・行動障がいの問題が生まれやすい。

と述べられています。さらに、これに追加する形で田中康雄先生は⑤として、それぞれの障害が微妙に重なり合うことがある、と記されており、私たちがそういう子どもたちと向き合い、養育する者としてこの特徴を理解して、それぞれの子どもたちに、養育の段階から彼らに「生きやすさ」を提供していきたいものです。それでも「生きづらさ」を抱えた彼らにとって、一般社会はとてつもない状況であることは否定できません。自立後を支援する制度、支援機関が極端に減少するのも課題です。どこに相談したらよいのか、を退所時に明確に伝えることができるような、当事者の拠り所(精神的にも身体的にも)が必要であると考えます。

(4) 18歳から20歳までの社会的養護経験者(以後「当事者」と記載)への支援の課題

社会的養護から離れた、若しくは家庭復帰となった人たちは、重層的な理由から「生きづらさ」を抱えて社会的自立をします。それは当事者にとって精神的自立(意欲と精進)を発揮する場面であり、私たちの養育のありようが諮られる場面でもありません。現実として大半の当事者の方々は、社会の荒波に揉まれながらも懸命に勉学、就労し、生計、家庭を築いています。しかし、その一方で重層的な課題を抱えた当事者たちの中には、うまく大学や職場等に馴染めず就学・就労できない、経済的に不安定、金銭トラブル、異性トラブル等を抱えつつ、それらが要因となって心理的苦悩から立ち直れない、様々なトラブルは自分に起因していると自らを追いこんでしまう当事者等がいるのも現実です。

さらに、居住環境、経済状態が成り立っていなくてもその生活が不快ではない—そういう当事者もいます。その生い立ちを振り返ると、重篤なネグレクトが背景にあることも多く経験してきました。措置されて住環境が整った場所が提供されても、自活すると元の環境に戻るのは幼き頃の劣悪な環境が彼らには心地良いのかもしれない。

以上、社会的養護を必要とする子どもたちが抱える課題と当事者支援の課題の大枠をまとめてみました。次に上記(1)~(4)の4つの課題を踏まえ、「18歳成年」改正について考える機会と致します。

自立へのつまづきの多い子どもたちへの支援

現在、多くの施設が自立支援員配置や社会的養護自立支援事業等を取り入れ、当事者への退所前後の支援が充実してきています。しかし、(4)で記述したように、社会自立の当事者にとって、「自立」は「孤立」であり、計り知れない不安がのしかかってきます。

当施設においても、18歳自立後に課題を抱え生活が成り立たない当事者たちが増加する兆候が見られたことから、平成26年、「退所児童等アフターケア事業 あおば」（現在、「社会的養護自立支援事業 あおば」）を立ち上げました。それまでは施設長、主任、担当職員がアフターケアを行っていましたが、業務の合間の支援では彼らに支援が定着しないこともあり、継続的支援を目指して生活支援、就労支援、精神的ケア等を実施しています。本事業で生活を修復して就労した方もいますが、継続的な支援が必要な方、生活安定に繋がらない方等もいます。

この事業から見えてきたものは、社会的養護での営みの中で、精神的自立、思考力が年齢相当でない、発達障害傾向がありながら適切な療育がなされなかった方の自立は、社会生活に何らかのトラブルを起こすことが多く、身近に支える人がいないことがさらに彼らの状況を悪化させる要因となっています。

そこで、当事者の方たちに「大丈夫だよ。私たちがあなたのバックグラウンドだよ」と社会的養護関係者が伝え続けることが、養育した側の使命と責任です。そのためには、退所後は「取りあえず繋がっていること」です。「取りあえず」という言葉は、適切ではないと存じますが、いざ支援が必要となった時に対処してはタイムロスが生じます。退所後も変わらず「繋がっている」ことが肝要です。

実際の支援としては、当事者の状況を包括的に情報を集めてアセスメントからアウトリーチへと進め、当事者と支援者から見えてきた課題を共有し接点を見出すことから始めることです。ずれがあると双方の関係性が崩れる場合があり、今後の支援が繋がらず途絶えてしまいます。アセスメント、アウトリーチの段階で見えてきた課題を互いに話し合い、課題によっては関係機関（公共職業安定所、社会福祉協議会、消費生活センター、法テラス、医療関係機関、若者サポートステーション、地域包括支援センター等）の利用を促します。その際、当事者自身

が決定すること、支援者が同行することも大切です。そのためには、上記の関係機関、企業、地域などを頻繁に訪問して、当事者へ提供できる情報やアイデアを当事者と共有することが大切です。

社会的養護の立場から「18歳成年」改正に向けて

○この改正で最も懸念されるものは、18、19歳の者が未成年者取消権を失うため、一人で有効な契約をすることができるようになることです。例えば、携帯電話購入、賃貸契約、クレジットカード作成、ローン契約などができるようになります。社会生活上の経験が乏しく、判断能力の未熟な当事者が、理解不足のままにローンやカードを使用すれば、消費者契約などの被害になる恐れは充分にあります。特に当事者は、後ろ盾が脆弱であるため、生活破綻となる率が高くなります。そこで、消費者被害の防止を目的とする法整備を強く求めます。

○親権に服することがなくなるため、自分の住む場所や進学、就職などの進路について、自分の意思で決めることができるようになります。家庭で虐待等の厳しい環境に身を置いている子どもは親を断ち切ることができますが、その後の精神的、経済的に支援する場があることが必須の前提であると考えます。「社会的養護自立支援事業 あおば」のような、子どもが頼れる拠点を施設の多機能化事業の一つとして地域の中に広げていくことが必要です。そして、子どもに施設（や里親家族）と「繋がっている」感覚を持たせて自立させられるかが、私たちに課せられた重要な役割と考えます。

○10年有効パスポート取得や国家資格取得ができるようになります。当事者たちには現実的なものではありませんが、資格取得については、民間資格等への波及動向を踏まえ、職業学習会などの勉強会に柔軟に反映していきたいと考えます。

○性同一性障害の人が家庭裁判所に性別変更の申し立てをできるようになります。これまでは戸籍上の

性別を変更するには「20歳以上」が条件でしたが、自分の意思で「18歳以上」から可能となります。高校卒業後に就職して社会人となる人、或いは大学などに進学する人は、望みの性別で社会人生活や学生生活をスタートできます。とは言え、社会の理解はまだまだ不十分です。差別や偏見があります。また、当事者にとってそこへの道のりには、そしてその後も、大変な精神的苦痛や葛藤が伴います。支援者にはこれまで以上により親身に寄り添い、当事者の希望を叶えるにはどうすればよいか、を自らに問いつめ続ける姿勢が必要となります。

○女性の婚姻開始年齢が引き上げられ、18歳となります。女性の社会進出が当たり前となった現代では合理性があり、全国高校進学率98%の中、年齢引き上げは適当であると思えます。社会生活の基盤が脆い10代の結婚にはリスクを伴い、各自治体は特定妊婦として支援をすることもあります。そのようなリスクな若年結婚には、生活、経済、精神面の未熟さを支える支援者(主に親)は必須ですが、社会的養護出身の当事者たちには、その頼れる人が脆弱で、「生きづらさ」を抱えての船出となる傾向が強くなります。私たちは、可能な限り心身ともに「大人」へと成長してからの結婚を願いつつも、当事者たちのhelpの声が届く、受け皿を整えて参りたいと考えます。

性同一性障害の問題も、婚姻年齢の引き下げ問題も、施設の子どものインケア時代から、「生い立ちの整理」「ライフストーリーワーク」などに取り組む中で、子どもが「心身の傷つき」「生きづらさ」を吐き出し、将来のライフプランなど職員と一緒に考える時間を持つことで、最善の選択に繋がっていく支援を目指したいと思えます。

性同一性障害の問題も、婚姻年齢の引き下げ問題も、施設の子どものインケア時代から、「生い立ちの整理」「ライフストーリーワーク」などに取り組む中で、子どもが「心身の傷つき」「生きづらさ」を吐き出し、将来のライフプランなど職員と一緒に考える時間を持つことで、最善の選択に繋がっていく支援を目指したいと思えます。



高校生を集めての職業学習会
(社会的養護自立支援事業 あおば)



成人式の晴れ姿を見せてくれた退所者の二人

最後に

18歳成年という民法改正で、子どもたちは高校生で成年となります。それは親や養育者には18歳までに子どもを「大人」に育て上げる責任があるということです。今後、子ども期からの意識改革が、すべての者に必要であり、ゆとり世代で成長してきた若者の混乱は著しいと思われまます。子どもの権利や意見表明が謳われる今日、「18歳成年年齢」を子どもたちに問うと、どう回答が聞かれるのでしょうか。

国は緩やかにその後の改正を行っていくようですが、私にはこの改正が「選挙総数」と「強制国民年金」に関係しているのではと訝らざるをえません。

当事者の未来が法改正によって、更なる「生きづらさ」とならないことと、18歳、19歳の若者への支援・施策が検討されることを願います。

参考文献

- 岡田尊司「発達障害と呼ばないで」幻冬舎新書、2012
- 杉山登志郎「子ども虐待という第四の発達障害」学研プラス、2007
- 田中康雄「わかってほしい! 気になる子」学研プラス、2004
- 澤田 敬「子どもと生きる・あまえ子育てのすすめ」童話館、2012

キーワード：「ふ」「く」「し」

愛着、発達の課題を抱え、親子分離を強いられた子どもたちが安全、安心を保障した社会的養護にやってきます。体の傷つきは時が解決します。心の傷つきは生涯背負って生きていかなければなりません。その彼らが、「生きやすい」世中であることが「ふくし」であり、「ふ」だんの「く」らしが「し」あわせであるために法律、制度があります。

II 現場から見てきたもの

自立援助ホームにおける 18歳成人について



つねまつだいすけ
社会福祉法人 子供の家 自立援助ホームあすなる荘 ホーム長 恒松大輔

<はじめに>

4月より、成年年齢が18歳に引き下げられました。自立援助ホームでも何かしらの影響があるかと危惧していましたが、支援における影響は今のところないのではないかと考えています。しかし、自立援助ホームを利用する子どもたち自体には様々な点で影響が出るのではないかと危惧しています。

<自立援助ホームとは>

自立援助ホームは児童福祉法第6条3項で規定されている「児童自立生活援助事業」を指しています。現在、全国に約210の自立援助ホームがあり、義務教育を終了した15歳から20歳未満の青年たちが就労自立を目指して生活を送っています。自立援助ホームは、社会的養護関係施設の中では、他の施設と大きく異なるところがいくつかあります。

①措置施設ではなく利用者申し込みによる入居制度となっています。申し込み者が未成年であっても本人が都道府県知事に対して利用申し込みを行います。児童相談所は関与するものの、委託措置という形で自立援助ホームに委託する仕組みとなっています。つまり、他の社会的養護関係施設のように、家族分離の必要性を行政が判断して措置をかけるのではなく、あくまでも本人が社会的自立をするために本人の意思で利用するということになります。また、ホームの利用にあたり、親権者に対して同意の必要



あすなる荘

がないということも大きな違いです。

②養育を目的としているのではなく、就労自立を目指して練習をする場であることです。自立援助ホームのスタートは、戦後まもなく児童養護施設を退所した青年たちが、自分たちが生活する拠点として共同生活を始めたのがきっかけでした。お互いに仕事をして、生活費などを出し合い、それぞれ貯金をし、そして自分のアパートを借りて自立していく。そこに生活に困った後輩たちが次々とやってきて、共同生活に参加し、巣立った青年たちがそれを支援していく。それが結果的に自立援助ホームとして制度化されていったのです。したがって、自立援助ホームで生活している青年たちはたとえ未成年であっても仕事をして収入を得て、その収入で自分の生活を作っていく、施設でありながら利用料を払うとい

う点では、まだ養育されている子どもではなく、すでに社会人であり、私たち職員とも対等な関係となります。私たち職員は、ホームの青年たちより長く社会に出ている先輩として、彼らをサポートすることが本来の役割でした。しかし、児童虐待が増加する中で、様々な傷つき体験をしてきた青年たちが入居してくるようになり、就労と生活支援を行っていた自立援助ホームでも心理的ケアなどの治療的側面が求められるようになりました。また③でも述べていますが、18歳以上の入居が可能となったことで、高校生の入居や大学や専門学校などの高等教育に就学している青年たちの入居も増加し、現在では約半数の入居者がなんらかの学籍を有している状況となっています。

③児童福祉法上の事業であるにもかかわらず、20歳未満つまり18歳、19歳での入居が可能となっています。これは2009年の児童福祉法改正によるものですが、18歳未満を児童とする児童福祉法としては画期的なものであり、これ自体が18歳での自立の困難さを物語っているものではないでしょうか。以前は18歳または19歳というのは制度のはざまであり、児童福祉法でも20歳以上の諸制度でも保証されない年齢でした。そのはざまを埋めたのが自立援助ホームの対象年齢引き上げだったかと思えます。その後も2017年の児童福祉法改正では就学者に限り22歳年度末まで自立援助ホームの利用が可能となり、同時に「社会的養護自立支援事業」創設によって就学者以外に関しても22歳年度末までの利用が可能となりました。そして昨年厚生労働省が開催していた社会的養育専門委員会では22歳の年齢も撤廃される案が出されていました。児童福祉法上では18歳以上も支援の必要性を考えているということではないでしょうか。そして18歳成年となった今、逆に児童福祉法における事業であるにもかかわらず、成年した青年が利用開始できるものとなりました。

18歳以上が支援の対象となったことで、自立援助ホームに入居する児童は大きく変わりました。それまでほとんどの入居者が児童養護施設の次のステップとしての利用、もしくは児童養護施設を中卒もしくは高校中退などで措置解除されてしまった子どもたちの利用でした。ところが対象者が拡大した以降は、家庭から直接入居する青年が半数を超えてしまうようになりました。しかも、社会的養護関連施設への入居経験のない、18歳前後の青年たちの割合が高くなりました。それだけ長い期間、親(養育者)による不適切なかかわりが続いていたということであり、その手当てには相当な時間がかかると考えられます。

〈成年年齢の引き下げによる影響〉

一般的にも成年年齢の引き下げによる2年の差は何かしらの影響があると思います。例えば大学や専門学校などはこれまでは基本的に未成年の間に入学し、在学中に成年を迎えます。そうであれば卒業するまではモラトリアム期間として社会に出ることを猶予されます。しかし、高校卒業時点ですでに成年年齢となっていると、まだ成長しきれていないにもかかわらず周りからは成年として見られてしまいます。これが20歳成年だったときはそのギャップがなかったかということそんなことはありません。しかし、未成年だからと許される期間が短くなることは否めません。

18歳成年となって大きく変わることは、やはり親権にかかわるものです。特に親権という居所指定権と財産管理権がなくなることはとても大きいでしょう。自立援助ホームでは本人がアパートを借りて自立をしようとしているときや、携帯電話の契約を行うときなど、親の同意が取れず、契約を断念することが多くあります。それは自立援助ホームの管理者に親権代行者としての権限がないからです。ところが18歳成年となると、クレジットカードなどが

作れるようになったり、買い物などの分割払いなどもできたりするようになります。以前のように紙ベースでの契約などであれば、スタッフもある程度把握することができるので、アドバイスもできるかもしれませんが、スマートフォンなどで買い物をしていたりすると、スタッフも気がつかない間にトラブルに巻き込まれている可能性があります。

また、不安要素と考えているのが、自立援助ホームの利用が必要な18歳以上の青年たちが、自立援助ホームにたどり着くかどうかということです。18歳以上の青年たちでも自立援助ホームの利用を希望していれば都道府県など(実際は児童相談所が多い)はきちんと対応しなければなりません。私が全国自立援助ホーム協議会の事務局として、問い合わせ対応をしていると、時々18歳を超えているという理由で相談そのものを断られたといった問い合わせがありました。未成年であってもそのようなことが起こっているのであれば、18歳成年となった今、福祉事務所など他種別のところに相談に行くように勧められたり、もしくは成年だから働いて自立するように勧められたりするケースが増えるのではないのでしょうか。一般的には18歳成年となっても、家庭の中で保護されていることが多いにもかかわらず、家庭に保護されることが難しい青年が、社会でも自立を強いられてしまう可能性があります。この点については国も都道府県などもきちんした対応をしてもらえようお願ひしたいところです。

〈自立援助ホームの支援とは〉

私たちの支援の目標は子どもたちの社会的自立です。社会的養護にいる子どもに限らず、すべての子どもが社会的自立を果たすには、「基本的生活習慣の自立」「経済的自立」「精神的自立」そして「自律」の4つの自立がある程度達成されていなければなりません。この4つの自立を獲得するまでに、個人差はありますが、生まれてから約20年かけて保護者

が育てていく必要があります。そしてその育てる前提として、生まれてきた子を無条件に受け入れ、安心安全の場を提供するということから始まります。ところが社会的養護に来る子どもたちは、現状そのほとんどが何らかの形で虐待を受けています。スタートラインに立てられない子どもたち、もしくは途中で安心安全の場を奪われてしまった子どもたちが果たしてこの20歳までにこれらを獲得することができるのでしょうか。心理学の世界では様々な学者が発達段階説を唱えています。どれも前提として安心安全の場と保護者などの適切な養育が必要なのは言うまでもありません。しかし虐待という安心安全の場ではないところで、不適切な養育をされていた青年が順調に精神的な成長を果たすことは難しいでしょう。結果的に施設などに保護され、安心安全の場が確保されたところから20年、虐待の傷を回復するのに受けた期間の倍はかかるといわれてもおり、そうすると社会的自立を達成するまでに、どれだけの年月が必要になるのでしょうか。例えばある被虐待の子どもが5歳で保護され、児童養護施設に入所したとします。するとその子はそこから精神的発達が進むと考えると、10年後の高校受験期にはまだ小学生レベルの発達段階となってしまう、実年齢が成年に達する18歳ではまだ中学生レベルの発達であるにもかかわらず、成年として様々な責任を持たされてしまいます。極端な例かもしれませんが、精神的な成長は一足飛びに進むこともできないため、その子は社会の中で「もう成年なのに…」というような印象を持たれてしまいます。当然、早く保護されていれば、児童養護施設などで手当てがされ、結果的に実年齢と発達年齢大きな差異がなくなることもあるとは思いますが、自立援助ホームでは実年齢はもちろん、発達段階による年齢も考えて支援をしていかなければなりません。

私たちの支援の柱は「相談・援助」と「主体性の保証」です。本来の養育で言うならば、ここに「指

導・管理」というものが加わり、成長過程においてこの3つの柱の割合を変えていくものだと考えています。社会的養護だけではなく、一般の子育てでも同様で、生まれたばかりの赤ちゃんでも、思春期を迎えた青年もこの3つの柱を使って養育していきます。当然生まれたての赤ちゃんは「指導・管理」の部分が多く、思春期を迎えた青年は「主体性の保証」の部分が多くなります。これがやがて社会に出た時に「指導・管理=自律」「相談・援助=相談・援助」「主体性の保証=自己責任」へとつながっていくわけです。しかし、約1~2年程度の中でこれらすべてを行うのはかなり厳しいですし、社会人である以上「指導・管理」の部分は本人が自分でやらなければならないと思います。そこで、この部分については、ホームと青年との間で入居の際に行う契約書(ホームの約束事など)の中に掲載することで、自分で意識して行うようにしています。中身については、一人暮らしをしたときに自分でやらなければならないことが書かれています(自主起床、整理整頓など)。そして、本人が困ったときに相談にのり、お手伝いをする、もちろん管理はしないのでその子の行動に関してアドバイスはするが強制はせず、自分で決めるように促します。インケアでは安心して相談ができる関係づくりと受援力を身に着けることを支援の中心にしなが、本人の求めに応じて、相談にのり、お手伝いをする。退居後も同様に本人の求めに応じて相談にのったり、お手伝いをしたりします。このように入居中も退居後も子どもたちの実年齢と発達年齢にあわせて、「相談・援助」「主体性の保証」の2つの柱を中心に支援を行っている、支援そのものについては成年年齢の影響はあまりないのではと思っています。

〈最後に〉

私自身が子どもたちの支援を行うときに大事にしているものがあります。それは、山口県の教育者・

緒方甫さんが提唱された『子育て四訓』です。

【子育て四訓】

- 「乳児はしっかり肌を離すな」
- 「幼児は肌を離せ、手を離すな」
- 「少年は手を離せ、目を離すな」
- 「青年は目を離せ、心を離すな」

今、彼らがこの四訓のどこにいるのか、そして退居後に心を離さないようにつながり続けるために何をしなければならないのか。これは成年年齢が引き下げられても変わらないものだと考えています。

キーワード：

利用者申し込みによる入居

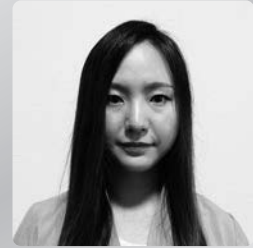
児童養護施設のように行政機関が行政行為として入所を決める措置とは違い、利用者自らが施設に入所して入居する方法。行政機関からは委託措置という言葉で使われている。15歳以上の未成年者なので、法律的に契約を結ぶというものではなく、決められた約束ごとを守りながら自立に励みますといった程度のもの。自分の未来にかかわることを自分自身で選択することが自立の出発点であるという考え方に基づいている。

社会的養育専門委員会

厚生労働省が設けている社会福祉審議会内の委員会。児童虐待を受けた児童の社会的養護に関し、施設等の量的拡充や質的向上、自立支援等の充実などについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。2021年4月に再開した第26回委員会からは今年度に検討される児童福祉法改正に向けて議論がなされ、同年12月28日にその報告書案が出されている。

Ⅲ 国内外の動向

韓国の青少年・青年支援に見る 成人期への移行を支える仕組み



まつおか えりな
松岡江里奈

佛教大学大学院社会福祉学研究科 博士後期課程

韓国の成人年齢と児童、青年、青少年の定義について

韓国の成人年齢は2011年3月の民法改正により、2013年7月から成人年齢が現在の満19歳へと引き下げられました。青少年保護法上では、数え年で19歳(19歳になる年の1月1日)からが成人とされ、民法で定められている携帯電話の購入契約、不動産契約などの経済活動は、満19歳になった誕生日以降、法定代理人の同意なく契約ができるようになり、保護者の同意なく婚姻を届け出ることも満19歳から可能となっています。

次に、児童福祉法を見ると、日韓ともに対象は「18歳までの児童」となっています。韓国の児童福祉法と日本の児童福祉法とを並べて見てみると、両国の法律は似た形を取っていますが、韓国には児童福祉法とは別に青少年福祉支援法が存在し、この法律に基づく事業が児童福祉法に基づく事業とはまた

別に展開されており、18歳以降も「青少年」「青年」として支援の対象となっています。

韓国の児童、青年、青少年の年齢区分と、各法律の対象年齢は下記の表の通りです。

日本では「若者」という言葉に法的な定義はなく、青年期は青年前期(10代後期)、青年後期(20代前期)、ポスト青年期(20代後期以降)に分けて考えられています。この青年前期、青年後期、ポスト青年期を合わせて若者と称しており、若者支援の中心となっている、2006年より開始された若者サポートステーション事業や、子ども若者育成支援法(2010年施行)による相談窓口事業の事業対象は、この青年前期・青年後期・ポスト青年期の者を対象としています。ただ、このポスト青年期と呼ばれている時期は、社会的課題と若者の育ちとの関わりから延長しつつあります。また、子ども若者育成支援法は、その対

〈韓国の若者を対象とする法律の対象年齢〉

年齢	0	9	15	18	19	24	29	34
法令上定義		児童		青少年			青年	
各法律の 対象年齢		児童福祉法						
		ゲーム産業振興に関する法律						
		青少年保護法						
		青少年基本法・青少年福祉支援法等						
					青年基本法			
				青年雇用促進特別法			※	

※法第5条第1項により「『公共機関の運営に関する法律』による公共機関及び『地方公企業法』による地方公企業が青年未就業者を雇用する場合は、15歳以上34歳以下である者をいう」と規定

象を39歳までとしています。施策施行のための財政は不十分です。その際に、18歳未満の者を法的に保護が必要な存在である「児童」と捉えることで、子ども（児童）と若者を区別しています。

一方、韓国ではこの若者という言葉はあまり使用されず、「青少年」と「青年」という言葉が一般的に使用されます。この青少年を対象とする法律に、青少年基本法（2013年施行）、青少年福祉支援法（2004年施行）、青少年保護法（1997年施行）があります。年齢対象を見ると、まず、青少年基本法での青少年は、9歳以上24歳以下の者を指します。そして青少年福祉支援法は、青少年基本法第49条④の規定により、「青少年福祉増進に関する事項」を定めるものであり、その年齢対象も青少年基本法と同じく9歳以上24歳以下となっています。

韓国の青少年政策は、目的が「保護」か「支援」かによって区分されます。「保護」を目的とする青少年保護法は「青少年に有害な媒体物や薬物などが青少年に流通すること、青少年が有害な店舗に出入すること等を規制し、青少年を青少年暴力・虐待など青少年有害行為を含んだ各種有害な環境から保護・救済することによって、青少年が健全な人格に成長できるようにすることを目的とする」ものであり、ここでの法対象年齢は9歳～19歳未満となっています。「支援」を目的とする青少年福祉支援法、青少年活動振興法（2015年施行）、学校外の青少年支援に関する法律は、24歳以下の者が対象となります。また、2022年に施行された有害媒体物と疑われるコンテンツを使用する者に年齢確認だけでなく本人確認の義務を課すゲーム産業振興に関する法律は対象が18歳未満の者となっているなど、青少年の基準が法により異なることで混乱が生じるとの批判もあり、韓国では児童福祉政策と青少年政策とを統合しようとする動きもありますが、現段階では児童政策と青少年政策は分離されたまま運用されており、政府の管轄部署も児童政策は保健福祉部、青

少年政策は女性家族部となっています。

次に、韓国で青年をどう規定するのかを見るために必要となるのが、青年基本法（2020年施行）、青年雇用促進特別法（2009年施行）です。青年基本法は、2020年2月に制定され、2020年8月より施行されている新しい法律ですが、ここでは青年は19歳以上34歳以下と定められています。一方で、青年雇用促進特別法では、第2条において対象年齢を15歳以上29歳以下としています。法第5条第1項により、『公共機関の運営に関する法律』による公共機関及び『地方公企業法』による地方公企業が青年未就業者を雇用する場合は、15歳以上34歳以下である者をいう」と規定されています。

韓国の社会的背景について

1997年のIMF通貨危機以降、韓国では失業問題が深刻化しており、とりわけ若年層の失業率と非正規雇用率の高さは特に深刻な状況となっています。それにともない、受験や就職のための競争が激化し、新卒で就職できなかった者の中には、公務員試験の準備等に長い「就職準備期間」を経なければならない現状があります。2021年7月20日、統計庁は「2021年5月経済活動人口調査青年層付加調査結果」により、就職試験準備者として集計した15～29歳の青年は85万9,000人であり、2020年5月（80万4,000人）より6.8%（5万5,000人）増えていると発表しました。また、就職試験準備者は2018年まで60万人台でしたが、2019年70万人、2020年80万人と増加し、統計庁が2006年就職準備生を集計して以来、3年連続で増加しています。

また、韓国教育開発院によると、韓国への進学率は2020年度79.4%と高く、2021年度の全国大学入学者のうち浪人生（入試を2回以上行った受験生）の割合は25.7%と過去10年間で最も高い割合となっています。高等教育への進学率の高さや、就職難などから浪人、就職浪人期間を経る若者が多

いだけでなく、若年層の非正規雇用率が高く「経済活動人口付加調査」によると、2021年8月時点で、20代賃労働者353万7,000人のうち非正規職は141万4,000人であり、若年層の経済的自立までの年齢が高くなっています。

韓国のHajaセンター（ソウル市立青少年未来進路センター）で青少年支援に携わる 이충환 (2019) は、著書『危機に陥っているのは青年ではなく社会だ』で、新自由主義政策がすすめられる中で価値観の混乱が起こり、個人的に成功することのみが目指されるようになった今日の韓国社会を「無限競争時代」と呼び、既存世代までのようなエリートを目指すための「選抜競争」が、生存のための「生存競争」になり競争の質が変容したことを指摘しています。また、2011年には不安定な雇用、高額な奨学金返済、長引く就職準備によって、将来を計画することがむずかしく、若者世代が恋愛・結婚・出産を諦めざるを得ない状況に置かれていることを指摘し、京郷新聞はこの若者たちを「3放世代」と名付けて報道しました。これは、若者が現在不安定な状況にあることにより、将来を展望できずに人生を諦めなければならない状態にあることを表した言葉です。この3放（恋愛・結婚・出産）世代は、5放（+就職・持ち家）、7放（+健康・外見）、9放（+人間関係・希望）、10放（+人生）となり、人生の全てを諦めなければならない全放世代（完放世代）やN放世代（すべてを表す負定数のN）と表現されるようになっていきます。

韓国の無限競争による若年層の生きづらさや疲弊感、将来への絶望感は自殺率からも見ることができます。韓国の自殺率はOECD加盟国の中で最も高く、人口10万人当たりの自殺者数を示す自殺死亡率は25.7人となっています。2019年と比較すると、全体では4.4%減少しているにも拘わらず、10～30代の自殺率は増加しており、10代9.4%（0.6人）増加した6.5人、20代は12.8%（2.5人）増えた21.7人、30代は0.7%（0.2人）増えた27.1人と、それぞれの年代の

死因の1位となっています。なお、日本の自殺率はOECD加盟国の中で5番目ですが、15～39歳の死因は自殺が一番多く、韓国と同様の深刻さを持っています。

韓国の成人への移行期における支援

韓国での成人年齢は19歳となっていますが、青少年基本法により、青少年を9歳～24歳と定めているため、成人後も青少年シェルターへの入所や青少年相談福祉センターなどの対象年齢となります。青少年シェルターへの入所は、青少年保護法の対象となる19歳未満の青少年の入所が優先となるものの、24歳になるまで入所が可能となり支援を受けることができます。日本では、児童福祉法の適用年齢を超えると、若者への支援は就労支援に偏っている一方で、韓国の若者への支援は「青少年支援」として国の制度として整えられているため、日本に比べて手厚い支援体制がとられているといえます。

日本の若者支援についても18歳から支援の体制がとられているものの、2003年に策定された「若者自立・挑戦プラン」以降、若者支援政策は「意欲のある若者」を対象としており、積極的に支援を受けようとする若者への対応は十分に整えられてこなかったことが指摘されています。政策だけでなく民間での実践においても、低所得で無業、あるいは孤立状態にある若者には目が向けられにくい状況があり、若者支援の対象となるには①本人あるいは周囲が支援についての情報を持っていること、②本人あるいは周囲が金銭的・時間的・体力的・精神的に支援機関を訪れる余裕があること、③本人あるいは周囲が支援機関の利用を必要であることだと考えること、が必要であると整理されています（岡部2019）。これは、生活の基盤が最低限整っていることで初めて支援の対象になるため、住居がないなど生活自体が不安定で意欲のない若者については、現行の若者支援政策の対象とならないことを意味しています。

例えば、家出の例を見ると、日本では児童福祉法上の対象である場合は、児童相談所の保護の対象となり、児童相談所による一時保護の後に家庭復帰、もしくは児童養護施設や里親などの社会的養護のもとで生活することになります。18歳を超えた時点で児童相談所の対象年齢から外れるために、このような措置はとられなくなります。一方韓国の場合は、青少年に対して危機介入から再発防止までを持続的にフォローできるよう、教育、医療、貧困支援など分野を超えた連携がなされており、以下の表のような支援体制がとられています。

現在の日本の若者支援政策を見ると、住居支援などの生活自体を支援する事業はほとんどありません。社会的養護自立支援事業では、社会的養護を措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を受けることができ、住居支援も含まれていますが、対象が社会的養護経験者に限られていることや、事業の実施が各自治体に委ねられており、対象となる者が限定的になっています。

また韓国では、青年政策のひとつに「青年手当」という制度があります。ソウル市では青年手当の支給が2016年から開始され、現在は実施自治体が全国的に拡大しています。ソウル市の青年手当の対象

はソウル在住の19歳～34歳の未就業の青年であり、毎月50万ウォン(約5万円)の現金支給とプログラムへの受講を最大6ヶ月間受けることができる制度です。同プログラムには、就職に直接役立つためのプログラムのほかにも、多くのプログラムが用意されています。プログラムの受講は自由に選択でき、一対一の心理相談を受けられるプログラムは受講者が14%と最も人気が高くなっています。ほかにも自身の悩みを相談できるプログラムは多様で、オンライン相談(受講者10.2%)、グループ相談(同2.5%)なども用意されています。金銭的な支援や直接的な就労支援のみならず、これらの学ぶ機会の提供や心理的なサポートを並行して支援することで、就職準備の手助けをするための青年手当が、結果的に受給者の「生活の質」をあげていることが明らかになっています(2018年受給者実績)。これまでの若者支援は、日本、韓国双方において若者やその家族が客体となり、サービスを受けることにとどまってきました。しかし青年手当は青年にサービス(プログラム提供)と併せて現金を支給し、まずは青年の生活の基盤や、自分に向き合う時間を保障していることが特徴です。日本では、先に触れたとおり、若者支援が若者サポートステーションを中心とした就労支援が主となっている現状があり、若者の就労的自立が支援のゴールとされています。青年

〈青少年と地域社会との出会いを支えるネットワーク〉

危機初期段階のネットワーク	1388(青少年サイバー相談センター)*一次保護所、一時シェルター、青少年シェルター、ONE-STOP支援センター、危機青少年教育センター、病院、フードバンク、警察、自助組織
社会参加の機会保障との関わりでのネットワーク	青少年自活支援館、グループホーム、青少年相談福祉センター、性暴力相談所、性売買女性シェルター、性文化センター、青少年労働ネットワーク、いつも青い女性支援センター、賃貸住宅、未認可対案学校
再発防止との関わりでのネットワーク	WEEセンター、自殺予防センター、社会福祉館、精神保健福祉センター、自立館、健康家庭支援センター、地域児童センター、インターネット中毒予防センター、青少年文化の家、青少年修練館

*1388(青少年サイバー相談センター)：韓国青少年相談福祉開発院、青少年サイバー相談センターが運営しており、危機青少年の相談及び福祉支援が必要な青少年・保護者に対するオンライン相談、SNS相談、電話相談が365日24時間受けられる。

出典：産業社会論集「韓日における子ども・若者の生活困難状態への路上アウトリーチ—ソウル『動く青少年センター EXIT』の支援実践から—」より抜粋



[考える時間] [決心する時間] [動き出す時間]

今、青年に必要な時間を保証します。

出典：青年手当の募集告知(ソウル市公式HP/ソウル青年ポータルサイトより
https://youth.seoul.go.kr/site/main/content/youth_allowance_justice)

〈ソウル市青年手当受給者数の推移〉

(人)

年度	2016	2017	2018	2019	2020	計
申請者数	6,309	8,329	15,685	19,464	39,231	89,018
受給者数	2,831	4,909	7,315	6,528	32,006	53,589

※ソウル市は、申請者数が支給者数を大幅に超えたことから、2020年度から対象者を増やし、3年間で合計10万人に支給する計画を2019年10月に発表。また2021年度は、コロナ禍長期化により雇用や心の健康問題が悪化している状況を鑑み、支給開始時期を2ヶ月早めている。

手当については、日本の若者サポートステーションの課題と同様に、就職に多くの困難を抱えるひきこもり等の非求職者層は支援の対象とならず、青年を包括的に支援する制度となっていないことが課題としてあげられており、ソウル研究院は、青年手当を多様な活動を支援する革新的な制度であるとしつつも、「未就業」、「低所得層」、「求職活動」というフレームからは抜け出せておらず、不平等の解消と、既存の社会保障制度の補完のための青年基本所得の導入の検討の必要性を指摘しています。この指摘の意味するものは、ソウル市が青年支援のゴールとして目指しているものが、単なる就労的な自立ではないということです。韓国のこれらの政策を見ると、今回の成人年齢の引き下げとともに、成人への移行期にある者に対する保護や支援の法律と制度の整備が必要なことは明らかです。今日、自立困難な若者が増加している中で、生活基盤の整っている若者への就労支援を中心とした既存の若者支援では不十分です。日本も児童と成人の移行期にある者の生活そのものを支える法をどう制定するか、社会で若者を支える仕組みをいかに整えることができるかが問われています。

参考・引用文献

- 朝鮮日報 2021年7月21日「就職の入り口に青年が85万9000人並んでいる…歴代最大」
- イチュンハン(2019)「危機に陥っているのは青年ではなく社会だ」黄海文化103号
- 岡部茜(2019)「新自由主義的統治に抗する若者ソーシャルワークの課題」
- 岡部茜、林徳栄、深谷弘和、丸山里美、山本耕平(2016). 韓日における子ども・若者の生活困難状態に関する基礎的研究：「家出」問題に対する韓国の青少年政策に注目して(國廣敏文教授退職記念号). 立命館産業社会論集=Ritsumeikan social sciences review, 52(1), 131-148.
- 深谷弘和、岡部茜、松岡江里奈、山本耕平&丸山里美(2018). 韓日における子ども・若者の生活困難状態への路上アウトリーチ：ソウル「動く青少年センター EXIT」の支援実践から. 立命館産業社会論集=Ritsumeikan social sciences review, 54(2), 123-136.
- 松岡江里奈(2021). 若者が創造する若者支援実践に関する一考察：青年手当からみる若者支援の位置付けの変化. 佛教大学大学院紀要. 社会福祉学研究科篇, (49), 109-125.

キーワード：青年手当

ソウル市で2016年から開始された青年手当は、毎月50万ウォンの現金支給とプログラム受講を最大6ヶ月間受けられる青年政策である。対象者は求職中の青年に限られているものの、支給される現金の使い道が限定されていないこと、直接的な就労支援ではない、心理相談プログラムや文化的なプログラムなども受けられることが大きな特徴である。同様の制度はソウル市以外の多くの自治体でも開始されているが、支給額や支給期間、支給方法(現金ではなく地域通貨での支給など)、プログラム内容は自治体によって異なる。

大人になることに希望を持てる社会へ

約140年ぶりに成人の定義が見直され、2022年4月から成人年齢が20歳から18歳に引き下げられます。日本は少子高齢化が進む中、成人年齢を引き下げ、若者に積極的な社会参加を促す意義は大きいですが、様々な影響が広がることも予想されます。権利・自由の行使には一定の判断力が前提とされ、様々な契約を親などの同意なく結べるようになる一方、未成年者としての保護対象から外れます。個々の判断力の差異で、自由に自分の人生を切り開いていけるメリットもあれば、詐欺まがいの消費者被害の拡大に繋がることも懸念されます。

法律上は「大人」と認められても、経験が乏しい若者に未熟な面があるのは当然であり、精神的成長には個人差が大きい年頃です。思春期・青年期と言われる年代は「自分は何者か、自分はどんな大人になりたいのか、どのようになることを期待されているのか」を体の変化と共に、現実的に自分が大人になっていくことに直面します。それぞれの年代の発達課題を上手く達成し、自分は所属する居場所や期待される人間関係もあり、相応の資質と会得した知識や技能があると自分を肯定的に認められる若者

は、現実性のある自分の将来を思い描き、それに向かって精進していきます。それに引きかえ、育つ上での様々な環境要因や個々の資質により、これまでの発達課題に躓き、自分の心の内にも外にも拠り所となる対象の乏しい若者や社会的養護を必要とする若者にとっては、成人として求められる課題は重く、将来を見失ってしまう結果にも繋がりがねません。

18歳成人社会が現実になり、大人になるとはどういうことなのか、その入り口にどのような支援が必要なのかを多角的な視点から、論じて頂きました。子どもの福祉に携わる関係者にとって、若者が大人になることへ希望を抱くためにより丁寧な支援が求められることを再認識させられる原稿をお寄せいただきましたこと、末筆になりましたが、執筆者の先生方には深く感謝申し上げます。



担当編集委員 国分美希

〔編集委員長〕

小野善郎 和歌山県精神保健福祉センター 所長
医学博士

〔編集委員〕

井出智博 北海道大学大学院教育学研究院臨床心理学
講座 准教授、臨床心理士・公認心理師

上野千穂 京都市第二児童福祉センター 診療所 診療所長
精神科医

川松亮 明星大学 人文学部 常勤教授

国分美希 社会福祉法人至誠学舎立川 至誠大空の家
施設長

中板育美 武蔵野大学 看護学部 教授

白岩哲明 (公財) 資生堂社会福祉事業財団
常務理事 事務局長

(敬称略・五十音順) 編集事務局：藤村眞優美 編集制作：吉住祥一

MOTHER AND CHILD WELLBEING AROUND THE WORLD

VOL.91 2022-4 世界の児童と母性

年2回発行
2022年4月1日発行

編集・発行者
公益財団法人 資生堂社会福祉事業財団
〒104-0061 東京都中央区銀座7丁目5番5号
電話 03-3574-7408
ファクシミリ 03-3289-0314
ホームページ
<https://www.shiseido-zaidan.or.jp/>
メールアドレス
shiseido-zaidan@shiseido.com

印刷所 成旺印刷株式会社
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-5

MOTHER
AND CHILD
WELLBEING
AROUND THE WORLD

公益財団法人 資生堂社会福祉事業財団

(公財)資生堂社会福祉事業財団
ホームページ
<https://www.shiseido-zaidan.or.jp/>
メールアドレス
shiseido-zaidan@shiseido.com